

NO.

自然環境保全協力公開フォーラム報告書

平成14年4月

国際協力事業団
森林・自然環境協力部

自然計
JR
02-005

序 文

昨今の ODA（政府開発援助）を取り巻く状況や国際的な開発援助の枠組みの大きな変化を受け、当事業団では、開発課題に係る知識を集約し、事業資源として活用することにより、事業の一層の質的向上と効率化を図るための実施体制の構築（分野・課題別ネットワーク）に取り組んでおります。

このような状況の中、当事業団森林・自然環境協力部では、自然環境保全協力を行う理念、目的、戦略、事業実施方針・手法を盛り込んだ「自然環境保全協力ガイドライン（案）」の作成を行いました。

今回の公開フォーラムでは、当事業団に設置された「自然環境保全（生態系保全）課題チーム」が自然環境保全協力ガイドライン（案）を発表し、有識者および参加者から多くの助言、ご意見を頂くことが出来ました。また、このガイドライン案は当事業団のホームページにも掲載し、フォーラムに参加していない方からもご意見を頂くことが出来ました。頂いたご意見は最終的なガイドラインに反映させていただきたいと考えています。

今後もこのような JICA の事業に関心を有する方々を対象とした公開型のフォーラムを積極的に開催し、多くの皆様の意見も参考にしつつ、効果的な事業を実施していきたいと考えています。

終わりに、今回のフォーラムにご協力、ご支援を頂いた関係各位に対し、感謝申し上げます。

平成 14 年 3 月

国際協力事業団
森林・自然環境協力部
部長 宮川 秀樹

公開フォーラムの写真



目 次

序文

写真

目次

フォーラム進行表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

フォーラム進行記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

課題チーム発表資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

自然環境保全協力ガイドライン（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

参加者からのコメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

フォーラム進行表

国際協力事業団

自然環境保全（生態系保全）公開フォーラム

平成14年3月22日（金）13:00～16:30

新宿マインズタワー11階会議室A～H

13:00 開会挨拶

JICA 森林・自然環境協力部 部長 宮川秀樹

13:10 JICAの自然環境保全分野の協力とガイドラインについて

JICA 森林・自然環境協力部計画課 課長代理 三国成晃

13:20 自然環境保全（生態系保全）協力ガイドライン案の説明

JICA 生態系保全チーム代表 神公明
(農林水産開発調査部林業水産開発調査課課長代理)

13:40 支援委員によるガイドライン案へのコメント（5分×3人）

- * 法政大学人間環境学部 教授（環境行政） 菊地邦雄
- * 釧路公立大学経済部 助教授（環境地理学） 小林聡史
- * 駒沢大学経済学部 教授（経済学） 古沢紘造

13:55 休憩 *コメント用紙は受付のボックスへ入れてください。

14:15 ガイドライン案に係る意見交換会

- * 会場の皆様
- * 法政大学人間環境学部 教授（環境行政） 菊地邦雄
- * 釧路公立大学経済部 助教授（環境地理学） 小林聡史
- * 駒沢大学経済学部 教授（経済学） 古沢紘造
- * JICA 国際協力総合研修所（環境政策）国際協力専門員 大田正轄
- * JICA 国際協力総合研修所（自然資源管理）国際協力専門員 城殿博
- * JICA 森林・自然環境協力部 部長 宮川秀樹
- * JICA 森林・自然環境協力部計画課 課長代理 三国成晃
- * JICA 生態系保全チーム代表 神公明
(農林水産開発調査部林業水産開発調査課 課長代理)
- * JICA 生態系保全チームメンバー 睦好絵美子
(森林・自然環境協力部森林環境協力課 課長代理)
- * JICA 生態系保全チームメンバー 水野隆
(国際緊急援助隊事務局災害援助課 課長代理)

司会進行役：JICA 森林・自然環境協力部計画課長 須藤和男

16:15 閉会

フォーラム進行記録

(司会：小野) 時間になりましたので、ただいまより国際協力団事業団（JICA）主催による「自然環境保全公開フォーラム」を始めさせていただきます。司会を務めさせていただきますのは、私、森林・自然環境協力部生態系保全チーム支援ユニットの小野です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、森林・自然環境協力部を代表して、部長の宮川秀樹より開会の挨拶をさせていただきます。部長、よろしく申し上げます。

(宮川) JICA 森林・自然環境協力部長の宮川です。本日は年度末のお忙しい中、「自然環境保全公開フォーラム」に皆様方大勢のご参加をいただきましてまことにありがとうございます。本日、コメントをいただきます法政大学の菊地様、釧路公立大学の小林様、駒沢大学の古沢様、そのほか生態系保全課題チームの皆様、そして会場の皆様方、日ごろより JICA の森林・自然環境協力の実施にあたり多大なるご支援とご協力をいただいております。心より感謝を申し上げます。

さて、自然環境は我々人類にとってかけがえのない貴重な財産です。しかしながら、近年、経済のグローバル化や人口増加に伴う資源の過剰利用、あるいは急激かつ不適切な開発等により自然環境の破壊や劣化が世界各地で生じており、地球規模での環境問題となっています。人類の財産であり、次世代の生存基盤となる自然環境の保全は、時代とともにますますその重要性を増しています。

自然環境保全に対する JICA の取り組みにつきましては、2000 年 1 月に JICA の組織機構の改正により、従来の組織を森林・自然環境協力部に改編しました。そののち、公開シンポジウムやフォーラム等を通じ、有識者や NGO の皆様方とのコミュニケーションを深めてまいりました。また、自然環境協力の可能性に関する基礎調査をいくつかの開発途上地域で実施してまいりました。そして現在、インドネシアとマレーシアにおいて生物多様性保全のプロジェクトが進行中です。また、近い将来、メキシコのユカタン半島、エクアドルのガラパゴス諸島において生態系保全の新規案件をスタートする計画です。

一方、JICA では技術協力に関し、23 の分野別課題を設定し、おのおのの課題につき、専門知識・ノウハウを蓄積し、技術協力の質的向上を図ることとしています。自然環境保全はこのうちの 1 つの課題です。当課題については、JICA 内部で課題チームを設け、昨年より自然環境保全ガイドラインの作成に取り組んできました。このガイドラインは、JICA が実施する自然環境保全の協力について、その目的・戦略・方針を示したものであり、優良案件の発掘・形成・実施・評価に資することとしています。

ガイドライン作成の過程では、JICA 関係者のみならず、できるだけ広く一般の方々からのご意見・提案等も取り入れたものとして努めています。例えば昨年 11 月に「生態系保全シンポジウム」を開催し、当シンポジウム参加者のご意見を参考にさせていただいています。

また、本日はガイドライン案を課題チームより説明し、これに対し支援委員会委員の皆様方からのコメントをいただくことになっています。そしてその後、会場の参加者の皆様方も含めて意見交換を予定しています。皆様方に活発なご意見・ご提案を出していただき、よりよい自然環境保全ガイドラインを取りまとめたいと思っています。

最後に、本日の公開フォーラムが実り多い有意義なものとなりますようご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました（拍手）。

（司会） では続きまして、森林・自然環境協力部計画課課長代理の三国成晃より、JICA の自然環境分野の協力とガイドラインについてご説明させていただきます。よろしくお祈いします。

（三国） ただいまご紹介にあずかりました三国です。JICA の自然環境分野の協力と、本日の主題でありますガイドラインのかかわりについて簡単にご説明させていただきます。

まず、JICA の環境分野の協力の現状です。現在（2000 年時点）、JICA の総事業費の中で環境分野は概ね 20%を占めています。10 年ぐらい前は約 10%ですので、そのときから比べると多少増加し、現在は 20%で安定しているといえるかと思ひます。

環境分野といひましても、かなりいろいろなサブセクターを含んでいます。JICA としては、便宜上、環境案件を 14 サブセクターに分類しています。

そして、この 14 のサブセクターに対していろいろな方法で協力しています。研修を受け入れたり、専門家を派遣したり、機材を供与したり、そういうものを組み合わせたプロジェクトを行ったり、ボランティアを出したり、いろいろな方法で協力しています。例えば今日のテーマと非常に深くかかわる生物多様性の分野ですと、2000 年度に受け入れた研修が 69 名、派遣した専門家が 35 名となっています。

JICA が分類している 14 のサブセクターがどのような内容になっているのかを簡単に説明させていただきます。今日のテーマとかかわるのは、森林保全・植林、生物多様性というところが主にかかわってくるかと思ひます。いずれにせよ、JICA の環境分野といひても、このようにかかなりたくさんものを扱っていますが、自然環境保全（生態系保全）の分野は今後ともますます重要になってくるのではないかと認識しています。

ご参考までに、JICA が行っている協力の中でも比較的規模の大きいプロジェクト方式の技術協力・開発調査につきましては、個々の案件リストが資料の中に添付してありますのでご参照願ひます。

それでは、こうした自然環境保全の協力を推進していくうえで、なぜガイドラインを必要と

するのか、その点について簡単にご説明させていただきます。

ここに書きました、「成果主義」「説明責任」「国民参加」とは、何もガイドラインだけではなく、ODA や JICA が協力を進めていくうえで、今、非常に厳しく求められているものですが、特にこの3つは、今回我々が進めるガイドライン作成とも深くかかわっています。

最初の「成果主義」ですが、以前ですと、JICA の国際協力は何をしているかという質問に対して、何名研修員を受け入れたとか、何名専門家を派遣したとか、そういう予算額や投入量で説明していた例が多かったと思います。しかし、今求められているのは、どれだけ投入したかというよりは、投入した結果、具体的にどういう成果が得られたか、その点を明確にすることです。要するに、成果は何だったのかと、きっちり成果を上げなければいけないと考えています。

きっちり成果を上げるためには、特に今はODA 予算が減少傾向にあるのでなおさらですが、事業の選択と集中、要するに JICA の事業として高い成果が見込まれる課題と地域をしっかりと見極めることが重要です。少し語弊があるかもしれませんが、従来のように何もかもすることはもうできません。高い成果が見込まれるものに対して集中的に投入していきます。

では、そのあと協力をどのように実施していくのか、具体的にいうと案件をどのようにして発掘するか、どのように実施していくかといううえで、いろいろなドナーの経験もありますし、そのような何か参考にすべきお手本、または注意しなければならない留意点・注意点等をきっちり説明した執務参考資料も非常に必要とされています。

特に生態系保全は JICA にとっても新しい分野ですので、実際の案件の形成・発掘、事業の実施に携わる JICA の在外事務所職員にとっては、あまりこの部分についての知見が十分ではありません。したがって、実際の事業を進めていくうえでの技術的な執務参考マニュアルが必要なのではないのかと思います。

まとめますと、しっかり対象とすべき案件を見極めて、それに対してきちんとした手順を進めていき、それによって高い成果を得る、そのためにこういうガイドラインが必要と考えています。

次の「説明責任」ですが、そういう理念なり方針なり、またはアプローチなりをどのように JICA としては進めていくかという部分は、納税者である国民の方々にもきちんと説明する必要があります。国民の方々の理解と支持がなければ、国際協力なり JICA の事業は進めていけない時代に来ていると認識しています。こういうガイドラインがきっちりできれば、それをホームページ等で公開し、JICA の考えを広く知っていただくことができると思います。

最後に、今の点とも若干重複するのですが、「国民参加」です。ただ国民の方に理解・支持をしていただくだけでなく、国民の皆様に事業に参加していただきたいのです。というのは、従来の農林水産セクター的な事業と違って自然環境保全や生態系保全は、NGO の方々、民間、大学など広く国民の方々のところにリソースがあります。そういう方々と連携しながら推し進め

ていかなければ、なかなかいい事業はできないと考えています。

こういうガイドラインを作っていく過程で、ホームページで公開してコメントをいただいたり、このように公開フォーラムを実施したりして、国民の方々とネットワークが形成できればと思います。このガイドラインを通じて、そういうネットワークを形成していきたいと考えています。

したがって、どうして今ガイドラインを作っていくかという、成果主義を徹底したい、説明責任を果たしたい、国民の皆様とのネットワークをつくっていききたい、一応この3点にまとめられるかと思っています。

では次に、ガイドラインとは何なのか。これは実際にガイドラインの案を作りました課題チームからこのあと説明がありますが、かいつまんで申しますと、事業実施の理念、事業実施の方針、事業実施の方法、こういうものを明確に書いた文章として考えています。

例えば事業実施の理念といいますと、自然環境保全とは何なのか。自然環境保全は、人によっても国によっても歴史的な背景によってもかなりとらえ方がいろいろあるのではないかと思います。JICAとして事業を行ううえで、まずJICAにとっての自然環境保全とは何かという理念は明確にしていく必要があると思います。

それから、事業実施の方針ですが、自然環境といってもいろいろなものが入ってまして、例えば日本のトキのような絶滅寸前の野生動物の保護をするのか、生物多様性に富んだマングローブやサンゴ礁の生態系を保護するのか。また、そういった生態系を保護する場合、そこに住んでいる人や周辺にいる人にはどう対応するのか。また、保全するだけでなく、エコツアーなどを使った利用、場合によっては経済的な便益まで追い求めるのか。また、研究・教育部分はどうか考えていかなど非常にいろいろな要素がありますので、最初にある程度方針をきっちりする必要があります。

最後に、事業実施の方法ですが、これは具体的にはうちの職員が事業をマネジメントするうえでの執務参考資料ということになると思います。

最後になりますが、JICAとしては、自然環境保全の知見を有する職員を集めて課題チームを組織しました。今日は課題チームの代表から、あくまでたたき台ですが、ガイドラインを発表させていただきます。

今日のガイドラインの含んでいる部分は主に案件の発掘・形成・実施の部分が中心で、必ずしも評価などの部分は含んでいませんので、まだ完成されたものではありませんが、こういう節目節目でホームページで公開したり、公開フォーラムを開いたりして、皆様のいろいろなコメントをいただき、よりよいガイドラインの完成を目指していきたいと思います。私の方からは以上です。ありがとうございました(拍手)。

(司会) ありがとうございました。ここで1点、プログラム進行表に訂正があります。次の

自然環境保全協力ガイドライン案の説明で、生態系保全チーム代表の所属が「農業開発協力部」となっていますが、これは「農業開発調査部」の誤りです。大変失礼いたしました。

では続きまして、JICA 生態系保全チーム代表、課長代理神公明より、自然環境保全協力ガイドラインについてご説明をしたいと思います。よろしくお願いします。

(神) 今訂正のあった所属部署ですが、若干違っていかと思います。農林水産開発調査部 林業水産開発調査課の神といいます。よろしくお願いします。

私が説明します資料は、皆さんのお手元にありますこの2つの、1つは「自然環境保全協力ガイドライン(課題チーム案)」と、もう1つはそのチーム案の中の資料が小さかったので大きく拡大したのですが、マトリックスになったものです。この2つにご説明します。

これからパワーポイントを表示しますが、このパワーポイントに書かれている内容は、基本的にこのガイドラインの中の言葉を抜粋しているだけです。こちらのガイドラインをご覧ください。ただ、これだけではだめです。

我々は昨年11月30日に「生態系保全公開フォーラム」を開催し、そのときに何名かの方にはご参加をいただいたり発表をいただいたりしていると思いますが、今回は生態系保全ではなく、「自然環境保全協力ガイドライン」と名前を変えました。

変えた理由は、「生態系」という言葉と「自然環境保全」という言葉と、どちらの概念がより幅広く、我々が今作ろうとしているガイドラインの目的に合っているかを考えたうえです。結果的には、「生態系」という表現が非常に狭い意味での生物学的な生態系を連想させる場合があると思います。言葉を「自然環境保全協力ガイドライン」と作り替えています。

しかしながら、この課題チームはもともと「生態系課題チーム」という名前だったので、課題チームは生態系という名前のまま残っています。昨年12月ごろから毎週1回のペースで、9名のメンバー、プラスそれ以外にこのテーマに興味をもっていた方々にお集まりいただき、議論をしたうえで、とりあえずの考え方をまとめました。

このガイドラインの位置づけですが、すでに三国さんから説明しましたが、自然環境保全の分野の案件形成・実施・評価全般にかかわるガイドラインを作りたいと思っていますが、現時点では、この3か月の議論の中でとりあえず考え方をまとめられたのは、案件の発掘形成にかかわる部分です。それ以外の部分については今後の作業と考えていますので、今日いろいろご意見をいただいた内容を踏まえて、今後の作業を進めていきたいと思っています。

もう1つの位置づけは先程すでに説明しましたが、我々がどのように仕事をしていけばいいのか、そのときに案件を少しでも成功させるためには、過去の経験やデータをきちんと整理して残しておきます。ただ、経験を過度にモデル化しすぎることによって、特定のパターンにはまり込まないように、かなり網羅的な幅広い考え方を含めたガイドラインというかたちで今回は作っています。

ガイドラインの中身は1～7まで書いてありますが、それに沿って内容をご説明します。

第1番として「自然環境の現状」と書いてあります。これは一般的なことですので、ここでお集まりの皆さんはもう十分にご承知かと思いますが、自然環境の位置づけをなるべく幅広くとらえ、定義づけに導くようなかたちで現状を書いています。

人類は自然から恵みを受けて、自然環境に依存をして、かつ自然環境に働きかけることによって改変をしてきたという、非常に大きな人間との関係で自然環境をとらえています。その結果、森林減少、砂漠化、温暖化、生物多様性の減少などさまざまな問題が起こっています。

特に近年、先進国における消費形態の変化や市場経済化、グローバリゼーションの影響で、資源の集中的・収奪的な利用も見られます。一方、途上国では貧困・飢餓・人口増加といったさまざまな問題が、自然環境とかかわりあいながら依然として大きな問題となっています。こうした中で、自然環境の保全は地球規模の課題であり、かつ人類の安全保障に関係した課題となっているという位置づけです。

「自然環境保全」というかたちでここに提起している内容ですが、先程もご説明しましたが、生態系を広くとらえて定義づけを行いました。それは生物学的な意味での広さだけでなく、あるいは経済から見た資源の供給の役割だけでなく、非常に幅広い豊かな人間生活の不可欠な要素を構成するものであると考えています。

1つは、大気や水などの物質循環に関係する大きな生態系のシステムを維持していくという考え方があります。もう1つは、文化や伝統を育む、我々の精神的な部分でも大きな役割もっているものであるということです。

こうした人類の生存基盤を多面的に構成している自然環境を保全していくためには、さまざまな経済活動が関係してきます。これらを横断的にカバーしながら、自然環境保全の問題を議論していく必要があります。特定の狭い分野での議論だけに終わらず、例えば農業、水産業、エネルギー問題など、幅広くいろいろな角度からいろいろな分野において環境保全を議論していけるようにガイドラインを考えることを1つの重点に置きながら、このガイドラインを作っています。それが自然環境の維持と人類の活動の調和というかたちで保全に結びつくと考えています。

これを大きく2つの取り組みの規模で分けた場合、1つは地球規模での取り組みがあると思っています。それはこのガイドラインにも書いていますが、国際条約や複数国家の中での取り組み、地球規模での取り組みが必要になります。もう1つは、特に地域社会における取り組みで、これは地域の森、湖、海など地域をベースとした取り組みが必要なものと考えています。これらを相互に連携させながら事業を組み立てていく必要があるというのが2番目です。

3番目として、JICAは今、なぜ環境保全に協力する必要があるのか。これは今までの考えの簡単なおさらいですが、1972年にストックホルムで「国連人間環境会議」があり、その20年後にリオデジャネイロで「国連環境と開発会議」がありました。このような国際的なトレンド

がある中で、97年には日本政府が「21世紀に向けた環境開発支援構想」として、ここに挙げている5項目を日本政府の環境問題の取り組みとして表明しています。ここには、大気汚染・水質汚濁等のブラウンイシューという部分や、自然環境等にかかわる、あるいは環境教育や研究にかかわる部分等が挙げられています。

一応この流れに沿って JICA としても自然環境協力を進めてきていますが、先程の三国代理の発表で言えば、ここは方針・理念に当たるでしょうか。自然環境保全の位置づけを、全人類にとっての課題と、非常に資源を多く利用している先進国の責務という考え方と、開発の問題・途上国の問題の中で特に自然環境の劣化と貧困の悪循環を断ち切るための協力と、文化や伝統を保持・保全していくという位置づけを考えています。

ガイドラインの中で自然環境保全の戦略を挙げることを考えており、その戦略の上位目標として、先程も触れましたが、「自然環境の維持と人間活動の調和を図る」ことを挙げています。

これを、自然環境保全の「能力向上を6つに整理し」と書いていますが、特に特定の生態系、特定の地域なり、あるいは特定の問題だけに偏らないようにこの戦略をまとめたいと思い、DACの中で議論されていた「環境対処能力」という考え方をベースにして環境保全の能力向上を6つに分けて考えています。その6つを基本的な戦略と位置づけています。

1番目は自然環境保全に関する政策・制度の強化、2番目として自然環境保全の実施組織の運営管理能力の向上、3番目として一般市民・企業人等を含めた人々の意識の向上、4番目として自然環境保全に必要な技術の開発と普及、5番目が調査研究能力の向上、6番目が自然環境保全と地域社会開発の両立です。特にこの6番目の「地域社会開発の両立」は、ほかの5つと若干視点が違うと感じられるかもしれませんが、やはり自然環境の保全は天然資源の管理であり、それは地域社会との結びつきが非常に大きいということで6番目として挙げています。

最初の、政策・制度の強化の項目として大きく4つ挙げています。1番目が、政策、法律、制度等を整備していくことです。2番目として、自然環境の保全の考え方があらゆる経済社会活動に盛り込まれること、これはなかなか難しい問題で、具体的にどのようにするべきかについては議論があると思いますが、環境保全の考え方を広く伝えていく枠組みが必要だと思います。3番目として、JICAの業務にも当然いえますが、自然環境保全についても透明性と説明責任、あるいは地域住民の意見の反映。4番目として、これは規制・抑制的なアプローチになりますが、環境アセスメントや公害防止などについての政策・制度の強化が必要と考えています。

次に、実施組織の管理能力の向上ですが、必要な組織の設置、組織下の総合調整能力、人的資源の育成をどう開発するか、活動計画の策定とその実施のモニタリングや評価。4番目として、実施の機関にはさまざまな機関がありますが、NGO・地方自治体・企業といった自然環境保全にかかわる組織の連携の促進が必要と考えています。

3つ目の自然環境保全についての意識の向上ですが、学校における環境教育、あるいは社会人や企業における環境教育、そのほかに指導書の作成、指導者の育成等があります。

次が、技術の開発と普及ですが、適正技術の開発、あるいは近隣の成功事例や伝統的知見の取りまとめ、そしてそれらを普及する人材の育成を掲げています。

次の調査研究能力についても、生態系の多面的機能や科学的・社会的知見の集約、こうした情報の収集・蓄積・発信、そのほか共同研究等の活動が考えられます。

地域社会については、地域住民による主体的な保全活動の実施、あるいは外部の事業者が実施する場合においても地域住民との相互理解、さらに住民の経済的な自立との両立が必要だと考えています。

今の6項目が戦略ですが、重点地域という面的な考え方もアプローチとして考えました。それは人間活動の利用の度合いを考えて、3つに整理しています。1つは、地域住民により、自然環境の劣化が進んでいる地域。2つ目として、主に外部からの環境への配慮を欠いた開発によって劣化が進んでいる地域。3番目として、現在豊かな自然環境が残されており、これをぜひ保全したいという、この3つに分けています。

案件形成・発掘の方法は、先程戦略としてご説明した6項目について、能力に着目して案件を形成する考え方と、重点地域の考え方なり、その中に含まれる具体的な生態系に着目して案件を形成するという考え方があります。

このガイドラインの中に付けている表についてですが、縦軸に「環境課題・生態系からの案件発掘・形成方法」、横軸には「『自然環境保全能力の向上』からの案件発掘・形成方法」をとり、この2つの考え方を重ね合わせて具体的な活動の内容を計画していく必要があると考えています。

その具体的な中身は、これはあくまでも例ですが、この大きな表の中に書いています。この中身自体は、今までの協力の例をピックアップして作っていますが、必ずしも十分なものではありません。ただ、こういった具体的な例を挙げることによって、生態系と必要な保全能力から具体的な活動を導き出していくことができると考えました。

最後に、実施上の留意点として何点か挙げています。1点目が、長期的な展望による協力。自然環境保全の成果がなかなか短期的には目に見えるようにはなりませんので、長期的な展望による協力と、そのときそのときに応じた柔軟性が必要だと思っています。2番目として、地域住民の貧困削減あるいは生計向上といった生活を支えていくコンポーネントが必要であること。3番目として、社会的弱者に対する配慮を十分すること。4番目として、地域住民の自立した保全活動を促すための動機づくり。具体的な目に見える利益を導き出していく必要があること。5番目が、適正な手法の検討。必ずしも日本で成功したものが途上国で成功するというわけではありませんので、手法についてはその都度適正化を検討する必要があります。次が評価の手法ですが、成果がなかなか現れづらいということになりますと、当然評価もしづらくなります。この評価の具体的な指標についてどうすべきかを検討していく必要があります。次に、他の援助機関との連携が重要であること。最後に書いていますのは、日本国内でもこうした協

力を進めていくうえでの基盤づくりが必要だということと、もう1つ、日本の我々の消費活動や日常生活が自然環境問題に密接に結びついていることを少しでも情報として発信していくという考え方です。

以上がガイドラインの案ですが、今後の方向性として、今のガイドラインをよりよいものにして完成させていきたいと考えています。その中身として、1つはこの具体的な構成要素について、今回はごく限られた生態系の、どちらかというと自然保護に近い要素をこの表に盛り込んでいますが、もっと自然環境保全とかかわるさまざまな分野について情報を整理したいというのが1点と、重点地域の考え方についてももう少し整理をしたいと思っています。

3点目として、ジェンダーの視点を盛り込むことです。環境問題についていろいろな農業なりほかの産業について考えてほしいという議論をしましたが、逆にほかの 이슈から自然環境分野にもっと考えてほしいというご意見は何かと考えると、やはりジェンダーではないか、このガイドラインの中で十分に取り込めていないのはジェンダーではないかと、これは私が個人的に思っていることです。

それから、最初にも少し言いましたが、事業の実施と評価に関するガイドラインの内容を今後つくっていく必要があり、それと併せて先程部長の方からご説明しました、いろいろな分野についての課題チームとの連携を深めながらより横断的・総合的なアプローチをとっていきたいと考えています。

私の発表は以上です。どうもありがとうございました（拍手）。

（司会） ありがとうございます。続きまして、生態系保全ネットワーク課題別支援委員の3名の方に、ガイドラインについてのコメントをいただきたいと思います。

はじめに、法政大学人間環境学部教授、菊地邦雄先生をご紹介します。菊地先生は、環境庁長官官房審議官を退官された後、国内外の環境行政事業、また自然環境分野の国際協力でご活躍されています。広く環境分野についてのご見識をおもちになり、生態系保全ネットワーク課題別支援委員会の委員長を務めていただいています。

菊地先生、よろしくお願いします。

（菊地） 菊地です。時間が短いのですべてを言えないと思いますが、ガイドラインを拝見すると、よくできているなという印象ですが、今の説明を伺っていて、実は少し腑に落ちないところがいくつかあるのです。

腑に落ちないというのは、まず JICA でこういうことを手がけていただくのは大変ありがたいのですが、ここにも何人か環境庁で一緒だった方がおられますが、環境庁ができて、実は霞ヶ関ですごく嫌がられて、いろいろなところで嫌がられているのを我慢しつつ、ときにはゲリラ的なこともやって何とか環境省になりました。

それはやはり地球環境問題などいろいろな風も吹いたわけですが、最初に公害があり、自然保護があり、そして今は地球環境まで問題になっています。その全体の背景がこのガイドラインの頭の方にすべて入ってしまっているのです。最初のご説明では、自然環境の現状や自然環境保全とはと。たぶんこれは「自然」を「地球」に替えても全部成り立つような非常に大きな内容なのです。

そのうえで、なるべくけなさないでほめたいと思いますが、JICAの環境分野に対する分類実績が、①の「大気汚染」から⑭の「複合、環境対処能力向上」まであります。これを全部本当に・・・。今言われている自然環境保全ガイドラインは、例えば⑩の「生物多様性」だけにあてはめて後ろの方は書かれているような気がするのです。

例えば「地球環境とは」というところは、JICAの環境分野の非常に幅の広いところ、それからこの「生物多様性」のところ、そういうそれぞれのところのどこを対象にしているのかが見えません。後ろの方は見えます。後ろの方はまさに生物多様性のところを言われているのだと思うのですが、そこが全体的に大きすぎます。

もっと気になったのは、例えば4ページのA)の「自然環境保全のための政策・制度の強化」という協力の戦略の中に、あらゆる経済・社会活動においてこういう考え方を入れると書いてありますが、こういうことを言われるのであれば、JICAでやられているいろいろな事業にこういうことを入れないといけません、どうやって入れるのですか。

つまり、自然環境保全について1つのプロジェクト、1つの調査でいろいろやるということもありますが、この環境分野の中でも例えば森林保全、水産、もちろんインフラもあるでしょうし、そういうところにこの自然環境保全というものをどのように盛り込んでいくかということの、もう少し自戒を込めた内容があってもいいのではないかと。つまり、独自に自然環境保全をやることと、いろいろなほかの分野にプラスしていくことが必要ではないかと思いました。

時間がないのでまたあとで申し上げますが、1つだけ全然違うことを申し上げたいのですが、5ページに「自然環境保全協力の重点地域」があります。劣化が進んでいるところ、破壊が急速に進んでいるところ、3番目に、残っているけれども劣化が懸念される場所とありますが、ここで1つ忘れられているものがあります。

つまり、豊かな自然環境が残っていて、あまり懸念されない場所です。しかし、手厚い保護が必要で、そういう途上国ではお金がなくてできない、今のところそういう心配はないけれども、本当は手助けを待っているところがあるのです。心配される場所ばかりを挙げていても、途上国で劣化が進んでいる地域にいったい何をやるのか。それと、この中にある「成果主義」がいったいどう結びつくのか。これは成果はまず上がらないと思います。

そのことは別にして、例えば日本の中でも里山のようなものがあり、みんな大事だと思っているのですが、一番手立てのない場所です。そういう場所は地球の中にもまだまだたくさんあるし、現に登録になっているところでもたくさんありますから、豊かな自然環境が残っていて、さら

に手厚い保護が必要なところという分野も本当は忘れてはいけないところだと思います。

最初の打ち合わせのときに申し上げようと思ったことと全然違うことを言いましたが、またほかのことはあとで申します。

(司会) ありがとうございます。

続きまして、釧路公立大学経済学部助教授、小林聡史先生をご紹介します。小林先生は、特にアフリカを対象に、野生生物保護、保護区管理のご見識や、またスイスにあるラムサール条約事務局に勤務していたご経験をおもちになり、現在、釧路を拠点に啓蒙普及や人材育成分野においてもご活躍されています。

小林先生、よろしくお祈いします。

(小林) 小林です。席順のと通りの発表でよろしいですか。時間が短いので、質問も兼ねて4点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目、最初に説明があったと思うのですが、僕としてはもう1つこのガイドラインが今緊急に必要となっている背景について、どういう理由でこのガイドラインを作る必要があると JICA さんの方で考えたのか、その背景のようなものをもう少し詳しく説明していただきたいという気がします。

というのは、先程の説明でも、タイトルとして「ガイドライン」と書いてあるのですが、中身を見ますと、3ページの「目標体系図」というところで、具体的に6つの戦略目標というところで書かれて、これは戦略なのだろうかという気もします。説明の中では、実際に現場にいる人たちの実務参考マニュアルも目指していると。ガイドライン、戦略、マニュアル、これらのものをすべて兼ね備えるようなものを一時に作ってしまうのは欲張りすぎではないでしょうか。まず理念を固めて、具体的に個別にステップ・バイ・ステップのアプローチをした方がいいのではないかという気が少ししました。そこら辺の背景のことも含めて説明していただきたいと思います。

それから、最後の方の評価の問題は非常に大事だと思いますが、確かこのガイドラインの案の中では後半の方に一回評価ということが出てくるだけだったと思います。確かに評価は非常に難しいのですが、先程のご説明では、評価に関しても何かガイドラインを作ればどうかというお考えをおもちのようですが、ガイドラインを評価するためのさらなるガイドラインが本当に必要なのか。それこそ、その位置づけを変えてステップ・バイ・ステップで、最初はガイドラインだけでも、具体的にマニュアル化していくうえでの評価を考えていく、その辺のことは混乱しないように整理する必要があるのではないかという気がします。それが1つ目です。

それから、先程菊地先生がおっしゃられたように、大変よくできていると思います。このチームの方々はいろいろなところを手を尽くして資料を集めて研究・分析をされたのではないか

と思いますが、こういったガイドラインのようなもの、あるいは戦略計画のようなものは、欧米の ODA 担当局の中にも今までにいくつかあったかと思います。実際にこれまで、このガイドラインを作る際に参考にした例がもしあれば教えていただきたいと思います。

3点目は、それと少し関連するのですが、このガイドラインは確かによくできているようですが、逆に言えば少し一般的すぎて、どこか ODA 先進国の自然環境分野のガイドラインを日本語に翻訳したもの、どこかの国の翻訳ものだと言っても通用するような内容です。逆に言えば、日本の ODA の置かれている、特に自然環境保全分野における日本の特色のようなものがあまり出されていないので、その辺を出す必要が今後出てくるのではないかと思います。

そのためには、海外の ODA のマニュアルを分析するだけでなく、JICA の中でもそうですが、これまで蓄積してきた自然環境分野の知見や経験、得意分野は何であるかといった、現在日本国内で蓄積されているものの調査・分析が不可欠だと思います。そういった要素を入れていく必要があると思います。

4点目は、最初のご説明に、最初は「生態系保全チーム」という名称だったけれども、より広い意味で「自然環境保全」という言葉が使われたとご説明があったと思います。僕自身、もともと生態学を始めて、生態系だけでは自然の保護のためには十分ではないということで社会系・人文系のアプローチを取り入れて、地理には人文地理・自然地理もあるということで環境地理を名乗って地域の環境問題の分析をしています。そういった経験を踏まえて考えてみますと、自然環境保全の広い意味でのアプローチと、生態系を中心としたアプローチはやはり少し違うと思います。

日本にもたくさんの生態学者がいて、若い生態学の研究者にこういったプロジェクトに協力してもらうことは必要だとは思いますが。実際にこの大きな別表の中にあるブレイクダウンで、縦軸はすべて地球生態系などいろいろな生態系ごとの項目になっていますが、生態系というところえ方をすると、ある程度境界を引いて、その中の物質循環やエネルギー消費、生物相互の関係を調べていけます。しかし、地球生態系あるいは特定の湖沼以外では、厳密な生態系の境界を引くことは非常に難しいのです。鳥をはじめとしているいろいろな動物が行き来するし、物質も外からいろいろ流れてきたり出てきたりするわけですし、汚染も起こるわけです。ですから、生態学者だけのアプローチとすると、なかなかその生態系を管理するための最適なアプローチは、短い時間で結論は出ないと思います。

つまり、生態学者だけを投入することによって管理のことを考えようとするアプローチでは、「まだ研究は十分ではありません」つまり、「管理のためにはさらなる調査研究が必要である」というおなじみのフレーズが使われて、なかなか管理のための最善策を提案してくれません。逆に言えば、大変慎重だということがあると思うのですが、自然環境保全の分野ではそういった科学的な結論を待ってもらえない部分があります。今そこにある危機に、失敗する可能性もあるけれども何とか対策を立てなければいけない、あるいは地域の伝統的な考え方や取り組み

方を参考にして、それを具体化するための援助を行うというような生態学的なアプローチとは違うものがあると思います。

ですから、この大きな表の中の生態系のアプローチと、タイトルにある「自然環境保全」という中の、その結びつけるようなアプローチ、相互のアプローチを組み合わせるような考え方が必要になってくるのではないかと思います。

時間がないようですので、とりあえずここまでにします。

(司会) ありがとうございます。

最後に、駒沢大学経済学部教授、古沢紘造先生を紹介させていただきます。古沢先生は、主にアフリカを拠点として農村開発、また農村の構造変化が自然環境に及ぼす影響について広くご見識・ご経験をおもちになり、ご活躍していらっしゃいます。

古沢先生、よろしくお願いいたします。

(古沢) ただいま紹介にあずかりました古沢です。今日の出席者名簿を見ていますと、私ごときがコメントしていいかどうか非常に迷ってしまうのですが、おつきあいのほどよろしくお願いいたします。

私は最近、ガーナに行ってきたのですが、行くたびにアフリカで経験することは、人々が暮らしている環境がものすごく違うのです。今回の場合も、ガーナの北部の農村へ聞き取り調査に行ったのですが、とにかく暑くてオープンの中を歩いているような状態でなかなか聞き取りが大変でした。調査地はタマレというガーナの第3の都市から14kmぐらい離れたクラ村というところでは、

そういう村に入ってみて非常に驚いたことは、1軒も店屋がないのです。普通、アフリカのどの村へ行ってもキヨスクがあるのですが、キヨスクもありません。そういうことを見ますと、僕たちのように商品経済に毒されている人間からすると、まず店がないのは不便だろう、ここに店をつくれれば非常に便利になるし、いいのではないかという話になります。

また、アフリカには多いのですが、クラ村のように土俗的な世界で生きている人たちにとって、発展とはいったい何なのだろうかということをもいつも考えさせられてしまったりします。それでいて一方、そういう村にできるだけ収入を生み出すような仕事を考えていこうと、そのために商品化できるものはないのかという発想で臨んでいくわけです。

その場合、問題なのは、環境について言いますと、結構その土俗的な社会によって環境が守られてきたという部分があるのではないかとと思われることです。今日の問題は環境保全ですので、そういう面で土俗社会というか、商品経済に飲み込まれていない社会、そういう伝統的な社会がもっている環境保全をしていく力を考えてみる必要があるのではないかと思うわけです。

そういう意味で、土俗的な社会でいえることは、こういう社会は、例えば猟師が獲物を取ってきて天気が悪い雨の日などには、その獲物を保存したり売ったりすることはなく、それをみんなにごちそうして振る舞ってしまう社会です。それを振る舞うことによって、いつかは返礼を受けるであろうという期待をしてやっています。そういう中で、お互いに助け合う互酬制のようなものを重視し、そして近隣で取れる獲物や食料にできるものをかなり大事にしながら生活しています。

それに対して、市場経済に巻き込まれていきますと、市場経済はむしろ猛烈な勢いで個人主義や利己主義をかきたてていく方向にどうしても導かれていきます。そういう中で、どちらかという環境保全への配慮に非常に欠けていってしまう、そういうことをどうしても危惧してしまうのです。

確かに商品経済がどんどん入ってくる中で、商品化できるものは商品化して収入を上げて貧困から抜け出していくという重要な課題があるのですが、環境保全という問題を考えていくと、そういう問題は非常に難しいという気がします。

結局、我々自身が豊かな中で生きていますから、できるだけ経済をどんどん拡大し、そして技術革新がどんどん進み、経済が発展することによってすべてのものが解決するという信仰に近いものを我々自身もっています。そういう我々自身が環境保全の方法を考えていくというきわめて矛盾したところに身を置いているように思います。そういう難しい状況があります。

そういうところで最近考えられてきているのが、いわゆる生命地域主義という考え方です。生命地域主義とは、気候・風土・生態系が一体化している地域を基本的な生活圏として、そういうところに愛着をもつ人々によって自然環境を保全していく、あるいは地域の歴史や伝統の知恵を維持することです。このようにして新たな生活を創造するという考え方が非常に重要ではないかと思います。

日本でいえば、北海道の北見市でオホーツクビールを作っています。これなどは、ビールを作って、そのあとのビールかすを牛に食べさせ、その牛が今度はソーセージやウィンナになるのです。それから、牛が排泄したもので大麦を育てるという循環型社会が今行われています。そして、北見ではオホーツクビールの友の会が 1500 人ほどいるそうですが、その人たちが好んでオホーツクビールを飲んでいます。そういう中で生まれてくるのは、高くても地元の作物や加工されたものを食べようということにつながっていきます。

そういう面で考えなければいけないことは、伝統的な社会・土俗的な社会と商品経済への対応、それから生まれつつある生命地域主義というものをどのようにつなぎ合わせて環境保全を考えるかであり、そういう理念が今は非常に大事になっているのではないかと思います。

(司会) ありがとうございました。

それでは、少々プログラムが遅れていますが、ここで 20 分間の休憩に入りたいと思います。

ガイドライン案、または前半までのプレゼンテーションについてコメントのある方は、お配りしております小さい方のコメント用紙にご記入いただき、受付のボックスへ提出願います。いただいたご意見に関しては、後半のプログラム、「ガイドラインにかかわる意見交換会」で紹介させていただきたいと思います。

それでは、外にコーヒーが用意されておりますので、2時30分までに席にお戻りください。よろしく願います。

休憩

(司会) それでは、後半部を開始させていただきます。これより司会進行役を森林・自然環境協力部計画課課長の須藤に替わり、「ガイドラインにかかわる意見交換会」を始めさせていただきます。よろしく願います。

(須藤) 今紹介のありました森林・自然環境協力部計画課の須藤です。私はこの2月に今の部署に移りまして、まだ自然環境問題についても勉強しているところで、今日うまく進められるかどうか不安に思っているところですが、皆さんの協力を得ながら有意義な会にしたいと思っておりますのでよろしく願います。

先程3名の委員の方からコメントをいただきましたが、私ども JICA の自然環境分野の協力をさらに充実させるために、外部の先生、有識経験者の方に委員になっていただき、さまざまな観点から助言・協力をいただこうと思っております、支援委員会を設立しました。

その支援委員会の委員は7名いらっしゃって、今日は3名の方に来ていただいております、ご参考までにほかの分野の方のご紹介をさせていただきたいと思っております。関西大学の久保田先生、この方は環境に関する啓蒙普及の分野でご助言をいただこうと考えています。そして、東京大学の佐藤先生には自然環境政治学、朝日新聞の論説委員をしていらっしゃいます吉田先生には環境に関する報道という観点からご助言をいただこうと思っております。また、女子栄養大学の秋野先生には、文化人類学・環境人類学の分野から意見をいただこうと思っております。それぞれの先生方の分野を見ていただきましても、いろいろな観点で幅広い見地からご助言をいただきたいと思いますと思っております、7名の委員の方をお願いしているところです。

先程3名の委員の先生方に、簡単にコメントをいただきましたが、今日欠席をされています朝日新聞の吉田先生からもコメントをいただいておりますので、最初にコメントをご紹介したいと思います。

自然と人間の相互関係を問い直すことなくして生態系の保全を具体化できないのが実情だと思います。ただ、JICA の仕事という視点からこの問題を考えたとき、マクロ経済や国際的な環境ガバナンスを軌道修正することの必要性を説いてみても始まりません。あくまでプロジェク

トベースで何ができるか、何を実行すべきかという点が重要だからです。

そこで、1つのアイデアとしてエコロジカル・フットプリント、人間の活動が生態系に与える負の影響の最小化をプロジェクトの基底に置いてはどうかと思います。森林へのエコロジカル・フットプリントを減らすには、単に森林管理だけを実行しても不十分で、森林利用・森林経済と連結している都市・農村の発展様式の修正を伴わなければなりません。

JICA のプロジェクトも特定の対象地域、例えば森林におけるエコロジカル・フットプリントを最小化するために、その地域でプロジェクト、例えば森林乱伐に代わる生活の糧の育成を計画・実行するだけでなく、エコロジカル・フットプリント拡大の原因となっている地域、例えば伐採された森林を大量消費する都市におけるプロジェクト、例えば森林伐採なしでも持続できる都市生活システムの構築も同時に計画・実行し、双方のプロジェクトによってエコロジカル・フットプリントを挟み撃ちにして縮小を図る必要があると思います。

こうした方式でエコロジカル・フットプリントの最小化を実現するには、当該の生態系だけでなく、生態系に依存する人間活動の連鎖、いわば人間系を理解することが不可欠でしょう。そうした試みを通じてこそエコロジカル・フットプリントの拡大をもたらす人間系の部位を特定することができ、その部位を縮小させるプロジェクトを立てることも可能になるのではないのでしょうか。

エコロジカル・フットプリントの最小化を図るうえで、人間系のどこか他の部位を犠牲にせざるをえない場面が多々あることでしょう。その際に重要なのは、発言権や代表権の弱い部位、例えば少数民族社会に的を絞って犠牲を求めるような方式はできるかぎり忌避することです。そうでないと、環境の中には自然環境とともに文化・人間の生活も含まれるので、セットにした保全を行うべきというような課題設定に応えることができません。

持続可能な発展は、環境と開発の持続という意味だけでなく、文化の多様性が確保されるという意味における持続可能性も内包していかなければなりません。したがって、エコロジカル・フットプリントの最小化は、人類の財産であるカルチュラル・フットプリント（文化的な遺産）の最大化と表裏一体のものであるべきだと思います」。このようなコメントをいただいております。

それでは、先程3名の委員の方にコメントをいただきましたが、これについて課題チームからレスポンスをいただきたいと思います。

いくつかかいつまんで、出ました意見のポイントを整理してみたいと思います。1つは、このガイドラインは地球環境という非常に大きな視点から書き出しています。ところが、実際には生態系保全に関する JICA の取り組みとかたちで、だんだんこれは絞り込みがされたような脈絡になっているわけですが、この背景について説明をいただきたいというご意見でした。

あるいは、ガイドラインの背景は先程も簡単にご説明しましたが、ガイドラインを作った背景をもう少し詳しく知りたい。理念が初めにあって、その理念に基づいて、その理念をうまく

生かせるようなマニュアルやガイドラインを作るというステップを踏んだ方がいいのではないかとのことでした。

あるいは、自然環境保全と生態系保全を結びつけるようなアプローチが必要ではないかというご意見。あるいは、現在経済のグローバリゼーション、市場経済化が進んでいるわけですが、これは個人主義を助長する結果になっていて、その結果、環境保全を阻害するような誘引となっている。こういう状況の中で、私も初めて聞く言葉だったのですが、「生命地域主義」という言葉をお使いになっています。それぞれの特定の地域における歴史・伝統文化という価値を重視し、その背景の中で環境保全に資するような活動・行動をしていく、そういった理念をつくる、あるいは重視することが重要ではないかというコメントが出されたと思います。

それでは、また神の方から、いただいたコメントについてまずレスポンスをお願いします。

(神) 何点がありますが、いくつか分担して答えたいと思います。必ずしもご質問やご指摘に直接的に答えられませんが、今回のこのガイドラインはまだ作成の途中で、いただいたご意見を踏まえてよりよいものにしていきたいと思っていますので、「わかりました」とお答えするだけのポイントも多々あり、個々についてはお答えできません。

まず、最初に菊地先生からいただいた、非常に幅広い地球環境の議論から始まっているけれども、後段では生物多様性に集約されているのではないかとのご指摘ですが、まさにご指摘のとおりだと思っています。そうなった背景はいくつかあるのですが、まず1つには、このガイドラインを作っていくにあたり、自然環境保全問題を幅広くとらえて、どういった現状があるのかを網羅的にとらえて、その中で何をどう実施していくべきかというように、論旨の構成自体が広いところから少しずつ絞り込んでいく構成にしたかったことがあります。

もう1つは、今回の課題チームの約3か月の議論の中で、この半分くらいの時間を我々はどこまでを対象にした議論にすればよいのかということに費やしています。結局、自然環境を、例えば JICA の各部署の所掌業務という切り口で切るのか、あるいはある特定の法律に沿ったかたちで線引きをするのか、どこまで含めたらよいかなかなか定まりませんでした。結果として、最終的に作られたこの案件の具体的な活動内容を示した表ですが、これは多分に生物多様性の保全を出発点とした作成内容になっています。

ただ、この内容については今後少しでも広げていきたいと思っています。広げていくプロセスが、JICA の行っている農業分野の協力や、あるいは先生が2番目にご指摘になっていた JICA の行っているインフラ協力の中で環境保全の考え方を取り込んでいくというプロセスにもなると思いますので、今後、後段の現在絞り込まれている内容は少しずつ広げていきたいと思っています。とりあえず私の方からは以上です。

(須藤) ほかの課題チームの方でお願いします。

(水野) 水野です。小林先生のおっしゃった中に、日本の特色が出せないかというご意見があったと思うのですが、私はこれを聞いて非常に難しいのではないかと思いました。逆に、例えばですが、どんなことかという、その特色とは例えば日本の里山などを意味するものなのか、それとも日本の国際協力の傾向、パターン、得意技といったところから生態系保全に切り込んでいくというのか、その辺をもう一度お聞きしたいのですが。

(須藤) 先生、お願いします。

(小林) もう一度というより、個人的な意見を言ってもかまわないでしょうか。

(須藤) はい。

(小林) 日本の自然環境保全分野における ODA の特徴を出していただきたいというのは、欧米の自然環境保全分野の ODA や NGO でいっても、違うところが多々あると思います。

日本の国内の蓄積された知識を考えると、例えば日本の国立公園は、欧米の（イギリスなどは別として）国立公園と違って地域性なわけです。ですから、国立公園の管理において、日本の環境省の人たち、あるいは研究者の中でも、国立公園あるいは自然公園の中に住んでいる人々とのインタラクションを考える地域住民の参加のあり方に関しては、欧米と違った切り口で思いつくことが可能だと思うし、それなりの蓄積もあると思います。

それから、今回のチームの中や、今回も主催者が森林・自然環境協力部ということで、森林が前面に出ていますが、地域社会参加のかたちで、日本だけに限らずそうですが、社会林業のアプローチはかなり日本でも経験している方も多いと思うので、そういった林業関係の分野での展開は重要です。実際に僕がかかわってきた湿地保全の分野の社会開発あるいは住民参加の部分でも、日本以外の国々は大部分がもともと湿地ではなくて林業関係でそういう社会開発にかかわっている人がシフトしてやっています。ですから、そういうところと協力しながら日本がやっていくことは、日本国内の自然環境保全の調査・分析をすることによって十分出すことは可能だと個人的には思っています。

(須藤) ありがとうございます。先程小林先生の方から今の関連の中でご質問があった点ですが、ガイドラインの作成にあたって、他の援助機関のガイドライン等を参考にしたのかというご質問がありましたが、それについて。

(神) 失礼しました。私はもう 1 つ答えなければいけなかったのですが、それはこのガイドラインを作るにあたってどこのガイドラインを参考にしたかというご質問です。

結論から言いますと、どこかの具体的なものを参考にしたというわけではありません。勉強会を開いて議論をしていく中で、USAID、CIDA、GTZ、DANIDA（デンマークの援助機関）その他、NGO の理念や活動方針を一応レビューしました。しかし、最終的にこのガイドラインを作るにあたって一番重要視しようとしたのが、先程も少しご説明しましたが、OECD の DAC が 95 年に作ったガイドラインの中に書かれている環境対処能力という考え方です。この考え方を少し広げて、技術協力・国際協力が相手国の関係者のキャパシティ・ビルディングという考え方に沿って、その環境対処能力と考えられるものを基本に作っています。以上です。

（須藤） ありがとうございます。

もう 1 つ、先程小林先生からの質問がコメントの中で出ていました。今回のガイドラインの作成の背景について、先程も簡単な説明があったのですが、もう少し詳しくお知りになりたいということでしたので、三国代理の方から。

（三国） ガイドラインとは何かというと、1 つは方針や理念など上流部分の話です。もう 1 つは、実際に事業を転がしていく、発掘し、形成し、実施して評価する、そういう実際の事業のマネジメントをするための、マニュアルと言ってしまうと言いすぎかもしれませんが、執務参考資料です。たぶんその 2 つの部分を含んだものをガイドラインと考えているのです。

では、どうしてそういうものが今必要なのか。下流部分の執務参考資料とは、JICA のこれまでの協力の歴史を見ましても、農林水産業、保健・医療といったものが伝統的に強くて、そういう部分での経験なり、そういう部分に詳しい人材なり、職員の中にもそういう部分に明るい方が結構います。しかし、ことこの環境の中でも生態系保全や自然環境保全は新しい分野でして、案件を作れ、出てきた案件が妥当なものかどうか審査をしろといっても、この部分はなかなかトップダウンではいかない部分も多いのです。ですから、そこに住んでいる地域住民の方や NGO の方とどのように連携していったらいいかという実際に事業を転がしていくうえで、いろいろな疑問というか、わからない点があります。とりあえずそういうものの手引きというか、執務参考資料があれば、JICA のこの分野の案件をうまくマネージできていい成果が得られるのではないかと考えています。

もう 1 点は上流部分ですが、理念、方針、もっとかみ砕いて言うと、なぜ ODA を使って JICA がこういう分野へ出ていかなければいけないのか。これは私の個人的な印象でもあるのですが、これまでの JICA の協力のしかたは、あまりそういう上流部分にはこだわらずに、個別の案件で相手国政府から、例えば水産の例を引くと水産養殖の開発をしてほしいという個別の要請があった場合、その養殖開発が技術的に妥当なのかどうなのか。また、その養殖して作った魚がきちんとマーケットで売れるのかどうなのか。また、相手国にカウンターパートといわれる人材はいるのか。日本側に専門家はいるのか。そういう個々個別な案件の妥当性はきっちり評価し、

実際にやるかやらないかを決めていたのです。しかし、ODA の予算はかなり削減されてきていますし、やはりきちんとした成果を出さなければいけない状況になってくると、相手国から要請があったものに対してすべてする時代はもう終わり、きっちり成果が見込まれる部分に予算なり資源を投入していかなければいけません。

そうすると、最初の段階として、成果が見込まれるその分野は何なのか、またどういう方針で、どういう方法でその分野にアプローチしていけば成果が見込まれるのか、そういう部分を理念・方針として明確にしておかないと、いろいろな要請が来ますのでなかなか整理ができないわけです。

さらに今、もう1つの流れとして、国ごとに重点分野を決めていこうと考えています。例えばインドネシアであれば貧困や環境、少し進んだ国であれば市場経済とか、それから戦後復興の問題を抱えている部分ではもう少し基盤の形式でいいと、そのいろいろな各国に対して重点分野・重点課題を今決めつつあります。

それと連動して各セクターでも、例えば農林・水産セクターではどの地域でどういうことをやり、自然環境分野ではどの地域でどういうことをやるという全体的な政策をつくっていかないと、一貫性のある、論理性のある、整合性のある、また外部に対しても説得性のある協力はなかなかできないのではないかと思います。そういうことが背景にあって、今このガイドラインを作っているところです。

(須藤) ありがとうございます。

先程古沢先生からのコメントの中で触れられていた「生命地域主義」ですが、これはガイドラインのマトリックスの中に、自然環境保全能力の向上という6項目の中の、政策・制度の評価、自然環境を担当している機関の運営能力の向上といった並びと、先程のガイドラインの説明でも、若干ほかの項目と異質なものということで説明がありましたが、自然環境保全と地域社会開発の両立という視点があります。

まさに私たちがこのように国際協力に携わっている立場としても、いかに両立させるか、具体的にどうしたらいいのか、どういう手法・手段を使っていったらいいのかと。これは自然環境、地理、経済的、社会的、文化的など、さまざま観点が違う地域で協力することになるわけですが、そういった状況の中で、いかに現地に最もふさわしい保全と開発が両立できる具体的な方法を見出していくかが非常に重要だと思います。

具体的なその方法について、古沢先生、何かアジア等で私たちの参考になるようなことがありましたら言っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(古沢) アイデアというか、要するに大事なのは考え方で、環境保全と開発の両立をどのように考えていくかということ、援助する側が地域の人達とともにしっかり問い続けなければ

いけないと思います。これは別に JICA がどうこうというだけでなく、援助に関わる一人一人の問題でもあるのですが。

その場合にこういうことがあります。地域を考えていくときに、例えばガンジーが言っていることですが、「スワデシ」という考え方があります。自分たちを取り巻く直接の環境を利用したり、その便益を受けたりすることを自分たちだけに制限し、縁遠い人々は除外するという自分たちの間に見られる精神、これを「スワデシ」と呼ぶらしいのです。

市場経済化が進む中、外部からどんどん消費経済が入ってくるでしょうが、そういうことに飲み込まれていくのではなく地域が自立するというのであれば、ガンジーが主張したスワラジのような考え方に基づいて、何とか市場経済に飲み込まれないで対抗することが必要ではないかと考えます。そういう意味で、チプロというヒマラヤの森林を守った女性の運動があるのですが、そこでもスワデシという考え方が非常に大きな意味をもったといわれています。

ですから、大事にしていきたいこととは、どのようにして環境保全に取り組んでいくか。そのときに新たに考え方を持ち込むことよりも、その伝統的な社会がもっていた文化、価値観で、市場の論理に対抗できるものを大事にしていかなければいけないと思っています。

(須藤) ありがとうございます。あとで、大田専門員と城殿専門員にコメントをいただきたいと思っているのですが、その前に先程先生が発言されたときに若干話し足りなかったという印象をもちましたので、今お話をいくつかされたわけですが、何かもう少しありましたら。

(菊地) 2つお話ししたいと思います。今の話題で、どういう分野をどのように決めるかという話がありましたが、どういう成果を上げるかという話題とも共通するのですが、例えばアマゾンという熱帯雨林があって、それに主に日本が協力する。そうすると、いったい何ができるのだろうか。アマゾン全部を保護できるのか。ブラジルの法律、制度、場合によってはパトロールなどに協力するというやり方もあるかもしれないし、特定の特に大事なところに保護区をつくり、そのシステム運営などに協力するというのもあるでしょう。あるいは、先住民の人々の生活の向上のようなことに協力するのか。あるいは、切られてしまったところに植林をするという協力もあるでしょう。1つの場所を取り上げても、実は切り口はたくさんあると思うのです。

ですから、場所の決め方、あるいはその中のどういう地区を選ぶかということで、どのように協力するのかは、例えば道がないから橋を造るとか橋を架けるというのではなく、ケース・バイ・ケースが実は唯一の答えだと思います。ですから、それこそ地元が何を求めているか、そのニーズに日本が応えうるネタをもっているかというところで応えていくしかありません。

先程ガラパゴスというお話もありましたが、そのガラパゴスに協力するのでも、今ある自然をどうして維持するかという分野もあるし、ヤギやブタのような侵入生物を駆除するというと

ころもあるし、1万6000人ほど住んでいる住民の生活を向上させるという協力も実はあるのです。

ですから、こういう少しのページのガイドラインにそこまでは詳しく書ききれないので、そこをどのように表現するか。そのことは、このガイドラインの3ページの下に「目標体系図」があって、上位目標として「自然環境の維持と、人間活動の調和を図る」と書いてあります。実はこれが非常に困るのです。これはごもっともなのですが、こういう上位目標を立てたら、先程申し上げたように、ありとあらゆるタイプがあるので、どうやってこれを評価するかはきわめて難しい話になってしまいます。ですから、このあたりは特定の場所の保護が進むとか、特定の場所の管理がうまくいくとか、もっとブレイクダウンをした目標をつくらないとなかなか評価しにくいと思います。

実は私がからんだ JICA のプロジェクトで、とても限定的なものですが、実は非常にうまくいったのは、自然保護の目的でやっていない、フィリピンのパラワン島の「ワニ研究所」というプロジェクトです（もう終わっていますが）。これは鉱工業部で、ワニ皮のサステイナブル・ソリューションという限られたものでした。

ところが、フィリピンにはイリエワニとミンドロワニがいて、ミンドロワニは絶滅危惧種なのです。それをこのワニ研で人工繁殖させて、実はこれは絶滅の危機から完全に脱したのです。その面では、これはまさに絶滅危惧種対策としては非常にうまくいっていますが、自然保護というところではカウントしていないので少しもったいないのです。今もこれは地元で運営していてワニの養殖もやっていますし、近所のいろいろな野生動物の救護センターのような活動もしていて、それなりに地元で活用されている例があります。

そういう例もあるので、この分野とその目標、あるいは成果をどのようにフレキシブルにとらえて、要はそこではあまり大きなことは考えず、個別具体的にもっと考えた方がいいというところがあると思います。

(須藤) ありがとうございます。

私たち JICA 職員は協力の方向性を検討し、また、実際に協力を携わっていただいている専門家の方が、現地でそれぞれの力を十分発揮できるような仕組みづくりをし、あるいはサポートをしていくというのが職員の大きな役割です。その職員の役割とはまた別に、実際に私どもが協力の方向性を検討する際にもアドバイスをいただき、あるいは現地に専門家として行かれて活躍をする国際協力専門員という立場の方がいらっしゃるわけです。今回も課題チームのアドバイザーということで2名の専門員の方をお願いしており、今日もこの場に来ていただいています。

では、大田専門員の方から、今までのいろいろなお話を踏まえ、あるいはガイドラインを読んでもらってのお考えをご紹介いただけたらと思います。

(大田) 私は JICA の中にいるのですが、本当はそちら側に座って発言したいのです。JICA の中にいて、「これをもっとがんばってよ」という話です。JICA には千何百人の職員がいますから、その中には私のような者がいるということで聞いてほしいと思います。

このペーパーそのものの中で、先程盛んに菊地先生もおっしゃられるような、重点地域の考え方を導入するというのは私は非常にいいと思っています。これをもっと推進していかなくてはいけないと考えています。

実はここで、この重点地域は3つに分類されています。そのうちの1番目は、農山漁村の地域で、そこにコミュニティがいて、そのコミュニティが生活するために必要な資源を自分たちが住む地域の中から集めてきて、それを活用してコミュニティが生存している。ただし、例えばの話で、毎日炊事に使っている薪をみんな集めてしまった。薪がなくなってしまった。その結果、砂漠化が起こった。また、草地があって、そこに家畜を放牧していた。子どもも増えたとし、子どもも学校へ行くようになったし、家畜の数を増やしていったら草地がだんだん劣化して裸地になってしまった。そういう自然資源の減少や劣化がコミュニティの活動によって発生している地域、これがここでいう1番目の地域です。

2番目の地域については、大規模開発をした結果、自然がなくなった。これは、例えば環境影響評価(EIA)が適正に実行されていなかった。報告書の作成がよくなかった。対策はきちんと書いてあって義務づけは行われたが、実行する方がそれを全く無視してどんどんやってしまったというのが2番目の例です。

3番目の例が、保護区管理や野生動物が生息するための生息地の保護、もちろん動物だけではありませんが、エコシステムの保全のような分野が3番目となるわけです。ただし、その3番目の部分については、1つの分け方でいいかという、今、菊地先生がおっしゃられたように、3番目についてはもう少しくつかにまた分類した方がいいアイデアが出るのではないかと思います。

1番目の地域、コミュニティによる資源管理を促進することです。例えばCBFM(Community Based Forest Management)という考え方もありますし、CBRM(Community Based Resource Management)という考え方もあって、本来は自然資源は国が守る。自然資源がなくなったらコミュニティが生きていけないから、コミュニティの命と生活を守るのは国の一番大事な仕事なのです。資源管理というのは国がやるべきだと。

ところが途上国は、理由を言えばきりが無いのですが、自然資源を管理する担当部局は非常に弱体です。ガバメントができなければだれがやるか。残るのは、コミュニティにやらせることしかありません。コミュニティが自分たちで資源管理の計画を作って、その中の資源は先生がおっしゃられたように、「コミュニティ、あなたのものだよ」と言ってきちんと登記する。そして、他から入ってきたものを排除するという制度しかまずありえません。

そういう概念の中に、社会林業というものも当然含まれてくる話です。マングローブを切っ

てしまい、海岸線が浸食されて自分たちが住んでいる部落まで引っ越さなければいけなくなつたなどはきりが無い話で、いくらでもあるわけですから、それはコミュニティがきちんと管理していき、それを受け入れ国の行政がどうサポートしていくかが重要です。資源管理行政担当部局に対し、あなたたちはサポートのしかたが足りないのではないかと。それではサポートにならない。こうやってやるのだ、ああやってやるのだ、こうやってやればみんなが喜ぶのではないかと。こういう制度をつくりなさい。そういうサポートをするのがドナーの役割です。これが1番目です。

2番目の環境影響評価、これは環境担当部局が主に担当しているのですが、格好だけのものになっていることが1つです。

2つ目は、多くの場合には大きなインフラストラクチャを実行するときには、自分たちの財源では足りませんから、世銀、アジ銀、JABIC などからお金を借ります。ドナーからのソフトローンによってそのプロジェクトは実行されます。そうすると、日本の国際協力銀行でも世銀でもアジ銀でも、EIA をきちんとやらないかぎりお金を貸さないという手続きがあります。そして、EIA は実行されます。ただし、そこで過去の経験から、ドナーの実施する EIA は、コミュニティの生活にどう影響を及ぼすかが最大の関心事になっています。一番いい例が、何か大きなプロジェクト、ダムが典型的ですが、住民を移転させなくてははいけません。そうすると、住民移転が非常に大きな問題になります。それをきちんとエンフォースメントまで確保するのが EIA の役割です。それが今、ドナーの EIA の主流になっています。

そうなるにつれて、残念ながら希少種がどうなっていくか、そのエコシステムがどうなっていくか、そこにすむ野生生物にどうインパクトを与えるかという部分の評価は難しくなります。それは日本においては大きい問題です。極端な言い方をすると、今の時代はオオタカの巣が1個あれば事業はできないのです。しかし、途上国ではそういうことは一切ないわけです。理由は、研究者の数が非常に少なく、野生生物の実態がわかっていないからです。

(須藤) 大田さん、申し訳ありません。少しほかの方にも話をお伺いしたいと思いますので。

(大田) 3番目は、別個にもう一度考えて、これを合わせて3つの地域に重点によって何をすべきかというアプローチが違うので、3つに合わせて自然環境保全の戦略を書き直す、それが1つの提案です。

自然環境保全の戦略を最初につくって重点地域をやるのではなく、重点地域を決めて、それによって戦略を書く。重点地域を決めて、それによってマトリックスを書き直す。今のマトリックスは3番目に該当するかもしれませんが、1番目と2番目に該当するマトリックスは今のところありません。それが大きな変換をすることによって、このマニュアルそのものが目指すべきものがより明確になっていくのではないかとというのが私の意見です。

(須藤) 今回のコメントに課題チームの方から答えていただく前に、もう1人、城殿専門員からコメントをお願いします。

(城殿) 国際協力専門員の城殿です。私の方からは、これまでいろいろな先生方のコメントの中で出たものもありますし、すでに最後ということで付け加えるところはわかだと思しますので、特に強調したい部分だけを申し上げたいと思います。

今、大田専門員がご指摘されたように、今回のガイドラインでは、協力の重点地域を3つに分けました。これは、人間のかかわり具合によって分けたことに非常に意義があると私も考えています。

ただ、ほかの先生方のコメントにもありましたように、地域の社会的あるいは経済的な状況と、国際経済をめぐるグローバリゼーションの中で、このような協力をする場合、実際に大きな影響を受けるわけです。保全協力をサステナビリティがあるようなかたちで展開していく場合には、それが知らないところで勝手に動き出します。反対に言えば、我々が地域の特性、特に社会経済的な面での特性を十分認識しないで事業を推し進める場合に、その片棒を担いでいくのではないかという危惧を私は常々協力の現場で抱いています。ですから、特にこのガイドラインで付け加えていただきたい点として、そういう受け皿としての事業を展開する場所の社会あるいは経済的な特性を、もう少し前面に出したうえでやっていけば、もう少し実効性のある協力が期待できるのではないかと考えています。以上です。

(須藤) ありがとうございました。

それでは、最初の大田専門員から、ガイドラインの今の構成を見直して、まず地域を冒頭に出して、それに対して協力の意味合いが何なのかを考え実際に事業を実施する、あるいは案件の形成・発掘等をするときのマトリックスを整備していけば、実務的にずっと使いやすいものになるのではないかというコメントをいただきました。課題チームの方から、これを作ったときの経緯を先程簡単に説明をいただきましたが、そのときの発想を説明していただくことによってこれに答えるというかたちがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

(神) いろいろ厳しいご指摘をありがとうございます。読んでいただいて、必ずしもわかりやすすくないということだと思しますので、できるだけわかりやすく実用的になるように作り直していきたいと思っています。

今回この議論をしていく中で我々は何を考えていたかということ、重点地域を決めて場所なり協力の場を具体的に示し、それから何をするのかという議論をすると非常にわかりやすいといえればわかりやすいのですが、一方で、今後の展開の可能性を縛ってしまう可能性があるということですね。

例えばこのガイドラインの本文の中の、矢印を載せたマトリックスの中では、生態系として森林のほかに農地や海面などが幅広く含まれていて、これを全部議論すると農業や水産業という非常に広い議論になっていきます。最終的に自然環境保全を考えた場合には、大田さんもおっしゃったようにコミュニティがどうするのかということが必要なもので、当然そういったところに踏み込んでいかなければならないと思っています。しかし、残念ながら力不足、時間不足もあって、そういった内容に踏み込めずに生物多様性保全、あるいは自然保護区の管理がメインになっているというご指摘があったのだと思います。

それに対して、今現在私が考えている今後の作業は、先程もご説明しましたが、この大きな表の中の一コマ一コマが JICA が行うべき具体的活動の例となっており、この一コマ一コマを拾っていくことによって、JICA が今後実施する案件、例えばプロジェクトの構成要素が出てくるとしています。この表に、重点地域3分類のうちの十分に書かれていないと指摘された項目を増やしていくというかたちで、このガイドラインをより充実させることができるのではないかと考えています。今後よりよいものにするために、引き続き検討をしていきたいと思いません。

これは非常に細かくて私も先程十分にご説明しなかったもので、皆さんもあまり細かく見られていないかもしれませんが、この一コマ一コマの中に書かれている、あるいは複数の内容にまたがる内容として書かれている項目がプロジェクトの構成要素としてまとめられます。ですから、この中から何を選ぶかを考えるのが原形線になると考えています。以上です。

(須藤) ありがとうございます。

それでは、先程 20 分ほど休憩の時間を入れましたが、その間にこのガイドラインに関するコメントをいくつかいただいています。それについて簡単にご紹介をして、そのコメントに対する課題チームの考え方を披露させていただきたいと思いません。かなりの数をいただいたのですが、いくつか絞ってご紹介をさせていただきます。

ポイントだけ手元に来ていますので簡単な紹介になってしまいますが、1つは、保護という視点をもう少し盛り込んではいかがか、盛り込むべきではないか。あるいは、先程「里山」という言葉もお話の中で出てきていますが、二次的資源への対応をどうするのかということをしこのガイドラインの中で盛り込んでどうかというコメントをいただいています。また、冒頭の説明の中でジェンダーについてももう少し触れたいという説明がありましたが、なぜ自然環境保全とジェンダーなのかといったご質問もいただいています。

それから、先程も簡単に触れましたが、先回(11月末)、フォーラムを行ったときに、NGO・NPO との連携をもう少ししっかりやるべきではないかというコメントをいただいています。それとの関連だと思いませんが、このガイドラインではそういった連携についての記述が、少し弱いのではないかとコメントをいただいています。

また、人間活動と保全という観点から、商品・貨幣経済の導入が循環型社会を壊す結果になるわけですが、JICAの方針はこのガイドラインの中では見えてきていないというコメントです。あるいは、自然環境保全と植物遺伝資源、あるいは薬品に利用できるような資源がありますが、そういった人間の経済活動に利益を得られる活動をどう見ていくのかということについての記述も薄いのではないかと思います。

もう1つ、これは事務的な観点からの質問ですが、このガイドラインについて、完成予定時期はいつなのかという質問もいただいています。

主だったものについてご紹介させていただきましたが、このほかにもたくさんいただいています。また、事前にコメントを出していただいている方もいらっしゃいます。とりあえず、今私の方で簡単に紹介したものについて課題チームの方から簡単に。

(古沢) ジェンダーのことでいいでしょうか。

ジェンダーの問題が非常に重要だと思うのは、例えばアフリカの問題にあるのは、女性が木を植えることを認めていないという文化があります。木を植えるということは、女性はその土地を所有する権利が発生するととらえて、木を植えさせないというものです。

逆に言うと、アフリカの社会では性的分業が非常にはっきりしていて、薪を集める作業は女性がします。そうすると、薪がどんどん自分の住んでいる周辺に少なくなってくると、薪集めのための距離が5キロ、10キロとどんどん伸びていきます。そういうかたちで、非常に大変な生活になっていきます。ですから、非常に木を植えたいという気持ちが強いのです。そういう意味で、ジェンダーの問題を抜きにして森林保護は考えられないので、そういうことをやっています。

(須藤) ありがとうございます。

それでは、すべて今紹介したものを網羅できないかと思いますが、課題チームの方からお答えいただきたいと思います。

(神) 皆さんはいろいろコメントをおもちだと思いますし、我々が作っていく過程でもいくつかの議論をしてはいるのですが、いただいたコメントすべてに答えるのは大変なので、お聞きしておくということもあると思います。

最初に保護の視点、あるいは二次的自然環境、里山のようなものの考え方ということですが、保護については重点地域の3番目の保護区というところに盛り込んだつもりです。一方で、人間活動との関係ということも幅広く盛り込もうとしたので、全体的に見えづらくなっています。つまり、焦点が絞れないで非常に網羅的になってしまっているということだと思います。同じように、里山についても共有林の管理というかたちでマトリックスの中には若干書いているの

ですが、それ自体がわかりづらいということなのだろうと思います。

ジェンダーについては、私が最初にご説明したのは、環境問題とジェンダーの問題というのは JICA の中にも環境女性課というものがあって、いろいろな分野の活動にかかわってくる問題です。それぞれの活動の中で常にジェンダー的な視点、あるいは環境的な視点を入れていくべしという考え方だと思います。

では、このガイドラインの中でジェンダーという視点がどういうところに入っているのかというと、はっきり言いますと、社会的弱者としての女性と子どもという書き方をされていて、それは違うだろうという指摘を最近受けました。もっと政策決定や能力強化の中でも、常にジェンダーバランスを考えて活動していくべしという指摘がありましたので、そのとおりに考慮していきたいと思っています。

NPO・NGO との連携についても、当然連携を図ります。もう少し言いますと、今回のこのガイドラインの中で実施組織の能力強化として考えている、その実施組織の中に NGO・NPO を含めた考え方をしていますので、その連携も非常に重要だと思っています。

それから、商品経済が循環型経済を壊すのではないかと、これは非常に大きなテーマで簡単には答えられないと思うのですが、1つは、グローバリゼーションに対して今の NGO の意見が必ずしもポジティブではないということも踏まえて、自然環境保全については活動していかなければならないと思います。もっと言うと、これは私の個人的な意見ですが、グローバリゼーションに対する何らかのアンチテーゼを模索することも必要なのではないかと考えています。

最後に、このガイドラインの完成時期ですが、一応案件形成の部分、つまり今議論していた部分については、もう2～3か月議論なり作業をして完成させたいと思っています。そのほか、自然環境保全の実施や評価についてのガイドラインは、まだ具体的な時期は想定していません。ただ、JICA の中で課題別チームは今、試行的段階として組織されていますが、これが正式に立ち上がるのが今のところの予定では今年12月ですので、それ以降ずっと継続した作業を行っていくことになると思います。

(須藤) ありがとうございました。

ここにいらっしゃる方にご発言いただく機会をあとでまた設けたいと思いますので、もしご意見等のある方は準備いただきたいと思いますが、今のお寄せいただいたコメントの中で経済的な観点からのコメントがありました。古沢先生、いかがでしょうか。

(古沢) 農村の開発を考えていくときに、生存経済から一挙に商品経済・市場経済に入っていくということよりも、その間の部分が非常に大事ではないか。そういう地域として商品経済に飲み込まれないための力をつけることを意識しながら、生存経済と市場経済の間の部分をどうするかというアプローチ、あるいはそういうスタンスをとることが非常に大事になってくる

のではないかという気がします。

もしそういうことではなく、いきなり商品経済に巻き込まれていくと、環境破壊はかなり急速に進んでいきます。市場の論理は環境に対する配慮をもちません。むしろ制約要因や障害と考えて、そういうものをどんどん排除していくことになります。今、大半の第三世界の地域は生存経済というか、自給自足の中で暮らしをしていることを考えると、生存から市場経済の間の部分をもっと意識して環境問題も考えていかなければいけないと思います。

(須藤) ありがとうございます。

先程のコメントの中にも、NPO・NGO との連携をもう少しガイドラインの中でも色濃く記述してはというご意見がありました。先程も触れましたが、先回のフォーラムのときにも多くの方がそういうことを述べていらっしゃる記録を私は読ませていただきました。先程神代理からもありましたが、JICA でもまさにそのとおりで思っており、そのための制度づくり・体制づくりも着々と進めてきていますので、簡単にご紹介したいと思います。

まず国内の NPO・NGO 等、いわゆる JICA と協力できる、あるいは支援していただける団体と連携を強化するということです。多くの方もご存じかと思いますが、開発パートナー支援なり、あるいは NGO から提案をいただいた案件について、JICA がそのための予算確保や、日本の NGO と現地の NGO 等との協力を強化していく。あるいは、JICA が協力する際にそのような NGO との連携を取りながらいろいろと強化していくような仕組みもできています。

また、現地の NGO の活動支援ということで、あるいは協力を得るということでは、開発支援事業という名称で呼んでいます。現地で活動している NGO 等の活動を JICA が予算的に支援します。それは JICA がやっている、今回でいえば環境保全の事業とのかかわりの中で、専門家あるいは現地のプロジェクトの活動をより効果的、より波及効果のあるものにしていくという脈絡の中で、活動を協力できるような NGO に対して資金を提供し、協力関係をつくるという予算です。また、個々の専門家あるいはプロジェクトが、現地の状況をよく知っている専門家としての NGO やコンサルタントを活用して、より協力内容を深めるといった観点から、そういった方の活用をするための予算等の措置もできています。

そういう意味で、従来に比べてこの4～5年、飛躍的に外部の組織との連携強化を図る体制は着々とつくられてきているのではないかと考えています。特に私個人的には、国内の NGO・NPO の方にさらにご協力をいただくために、実際に最近増えてきているわけですが、専門家として加わっていただいてご協力をいただければと思っています。特にコンサルタントという立場で、個人コンサルタントとしても登録制度が拡充されていますので、組織として登録できない団体であっても、個人としてノウハウを生かしていただける方がたくさんいらっしゃると思います。ぜひ登録いただいて、私たちの事業にご協力いただければと思っています。

それでは、話をさらに進めたいと思います。先程の議論の中でまだ議論されていないという

か、重要だと個人的に思っている点ですが、まだまだ JICA としてもこういった自然環境分野の協力の実績が薄く、JICA が直接抱える、あるいはサポートをしていただけるコンサルタント・NGO の方の層も、ほかに比べてはまだまだ薄いと思っています。そういった観点から、私どもの課題の1つとしてあるわけですが、さらにこういった分野で活躍いただける専門家の養成・確保を充実させていく、そういった対象をしっかりとつくっていくというのも、地道な作業ですが、非常に重要な分野だと思っています。

この分野についても、いろいろ調査研究等を JICA もしてきたわけですが、この点について環境分野で活躍されてきた菊地先生からご意見をいただければと思います。

(菊地) そのことで直接お話しする前に、関連があるので少しお話をしたいのは、先程大田さんが重点地域の特に1と2のところを話されましたが、私もそのとおりで思うのです。

初めに、このガイドラインでほかのいろいろな事業に配慮してもらおうようなところはどのようになるのだろうと言ったのは実はそのことで、目の前で地元の人が飢えていたり、あるいは病気の人がたくさんいるところで、例えば動物や特定の森林の保護はなかなかやりにくい話ですから、当然ながらほかの関連事業と両立して両方やるとか。あるいは、先程のパラワン島のように、あれもワニを育成して地元にお金を落としてあげようというのが趣旨だったのですが、そういう保全の事業自体でローカルな人にも収入をと、そういうやり方もあるので、いろいろな事業に配慮してもらおう。つまり、アセスメントをやってもらって事業をするのはそれはそれだと思いののですが、コミュニティや地域の資源を使ってやる仕事の中で保全とどのように両立させるか、保全をどうやって入れるか、あるいは保全の事業とどのようにタイアップしてやるかということが必要だと思います。要するに、自然環境保全といっても、保存・保護・保全、あるいは回復・修復などいろいろありますので、一概に1つの言葉で1つの事業を表現するのは難しいのです。

そのことと今の人材の話は実はイコールなのです。単純に自然保護の活動もこの自然環境保全協力の戦略の中に A~F と網羅されているのですが、これによって実は全部違います。A であれば行政の AB、あるいは B であれば NGO の方がいいかもしれませんし、それぞれによって違います。後ろの方に E のあたりを入れたら、大学の方や研究者の方がいいかもしれません。ましてや野生動物の調査は非常に大変な仕事なので、なかなか公的な人にはできないこともたくさんありますから、結局どういうプロジェクトを今後やっていくかということをおある程度決めたいので、それに向いた人を確保していくしか手はありません。

なぜそうかということ、日本でも実はこの分野は手薄なのです。別に日本の自然保護や自然環境保全、あるいは環境全体にしても、それほど人材が多いわけではありません。そういう意味では、A~F という分け方が、もう少しあるような気もしますが、それはそれとして、ある程度分析ができれば、いろいろなところで今は人材バンクのようなものを行っています。

ただ、いずれにしても日本の今の職業状況、つまり転職がままならないような状況を考えて、日本の場合、帰ってきてすぐにまた職に就けるかなどという決定的なやりにくさがあるのです。それが、例えば大学の人や NGO の人を使いにくいところなので、一概に問いかげの「人材をどうやったら育成できるか」というのは、この分野に限らずきわめて難しいと思います。

ですから、まさにプロジェクトがあって、それにふさわしい人材が日本にはいるかという両輪を見ながらつくっていかないと、一般論としてマンパワーをたくさん日本の中でつくって、それで力をつけていくということは簡単にはいかないし、そこまでは考えない方がいいのではないかと私は思います。

(須藤) ありがとうございます。

小林先生、この人材の育成確保ということについてコメントがございましたらお願いいたします。

(小林) 人材に関しては、確かに今、菊地先生がおっしゃったように、日本でこの分野にはそれほど人材がいるわけではありません。ただし、人材が全くいないわけではなくて、欧米に比べるとまだ少ないということだと思いますし、途上国に比べたらまだ優秀で経験豊富な人材があります。たくさんとは言いませんが、かなり育ってきていると思います。むしろ JICA あるいは日本政府・NGO に必要なのは、そういう限られている人材を最大限活用する努力の方だと思います。その点に関してはまだまだやれることがたくさんあると思います。

それから、この JICA の森林・自然環境協力部ができて1年ちょっとで、何回か顔を出させていただき、行くたびに「JICA はこの分野は経験不足で」と、人材のことと同じような言い方をされますが、来年にはもうその言い方をやめていただきたいと思います。森林・自然環境協力部ができて戸惑っているところはあるかもしれませんが、JICA の中で、「環境」という名前は付いていなかったけれども、実際に自然環境保全のためにやってきた活動は、僕が知っているかぎりでも 1980 年代から、限られてはいますが、あるわけです。そういった蓄積も、人材と同じように最大限活用する努力が必要で、その分野に関してはまだまだ不足していると思います。

森林・自然環境協力部ができたときに、今までの環境関連分野と考えられる部分のノウハウや経験が整理されているかとお伺いしたら、そうはなっていないで、結局ゼロから始めるようなものだというお話を伺ったと思いますが、そういう意味でもまだまだやれることはたくさんあると思います。そういう自信のないのはもうそろそろやめてもいいのではないかと思います。

(須藤) ありがとうございます。力強いお言葉で、ありがたいと思っています。

それではここで、一般の方といいますか、今までお話しにならずにじっと聞いていらした方

から意見等をいただきたいと思います。もしご意見があるようでしたら、あるいはコメントでも結構ですが、所属とお名前を言っていただいてご意見をいただきたいと思います。どなたかいかがでしょうか、どうぞ。

(佐藤) PCI の佐藤と申します。今のお話で人材育成の件で、こういう自然環境の人が人材不足であると言われていましたが、PCI ではエンジニアリングの人たちが多いのです。なぜかという、そういうプロジェクトがたくさんあるからです。もしこのような自然環境的なプロジェクトが増えれば、我々コンサルタントの立場としては、そういう人間をたくさん雇ってこういう仕事をするようになるので、特に今、人材がないという心配はされなくてもいいのではないかと、我々から見ればそのように思います。

もう1つ、先程のマトリックスですが、どうも生態系ベースで考えられているようです。ただ、これを見ると無理に区分しているようなかたちで、例えば地球生態系、森林生態系、山地、マングローブ、サンゴなどと非常に無理に分類しているような気がします。私たちから見れば、例えば沿岸域で言えば、サンゴもマングローブも海藻も同じようなところにいるわけで、それをサンゴだけ、マングローブだけ保全しよう、生態系を管理しようという話はなかなかできないのです。

今、私はインドネシアでサンゴ礁の調査をやっているのですが、英文の名前が *Integrated coral leaf management plan* といいます。インドネシア側から見れば、「あなたたちはコーラルリーフマネジメントなのだから、サンゴだけ考えていけばいいじゃないか」といわれるわけです。ところがそうはいかなくて、サンゴ礁の脇にはマングローブもあるし、陸上の土壌浸食の問題もあるから、全体を考えながらやらなければいけません。そうすると、生態系ベースでは考えられない部分が必ずあって、それをやるには生態系の部分でやると調査も計画も非常に狭められてしまうという問題があります。むしろ生態系とはいわずに、沿岸域、森林地域、平地といったエリアで分けることがいいのではないかと考えています。

それと、先程専門員の大田さんが、最初の重点地域の1つ目の住民の参加が非常に重要である、CBFM は非常に重要であると言われたのですが、これを本当にまともにやろうと思えば非常に手間ひまがかかります。ガイドラインを作られて、住民参加でやりましょうと言うのはいいのですが、それをきちんと調査や計画のプロジェクトの中で人の手当てができるような配慮、いわばマンパワーを増やしてもらおうとか、そのようなことを配慮していただきたいと思います。以上です。

(須藤) ありがとうございます。今のご意見・コメントの中でこのマトリックスにも触れられていますが、その中で課題チームもずいぶん議論してきたと承知していますが、自然環境保全と地域社会開発両立ということで、先程佐藤さんがコメントされたことと関連すると思

います。課題チームの方からこの点について何かレスポンスはありますか。

(神) 皆様のご質問がたくさんあると思うので、それに一つ一つ答えるのはつらいので、いろいろな方の意見を聞いて、それでいくつかのポイントについての考え方を、こちらからの意見も述べながら皆さんからも意見を出していただくというかたちにしたいと思います。とりあえず今いただいた生態系の分け方について無理があるというご指摘、これもご指摘のとおりだと思っています。我々もこれを分けるにあたってずいぶん無理をしたというか、苦勞をしたと思っています。

ただ、マングローブやサンゴ礁をそれぞれ独立に考えるのは確かに無理があって、それでプロジェクトを形成するべきではないということももちろんあると思います。しかし、このマトリックス自体はそれを1つのコマによってプロジェクトを形成するというのではなく、このマトリックスの中の例えば沿岸域であればマングローブとサンゴ礁と海面を組み合わせるプロジェクトを作っていくという考え方で、このマトリックスを作っています。その中で必要な要素をいかに選び出すかといったことが、実際に案件形成では一番重要で、そこについての住民の記述がないためにわかりづらいものになっているのだと思います。この点については何とか改良していきたいと思っています。

2点目の CBFM につきましては、これは私の担当している案件でもフィジーで CBFM をやったり、ミャンマーでのコミュニティ・フォレスト・イニシアチブという案件もやっていますが、おっしゃるように非常に手間のかかるものだと思いますので、少し長いスパンで取り組んでいく必要があると思っています。

(須藤) ありがとうございます。そのほか、どうぞ。

(西原) アメリカの組織、ワイルドライフ・コンサベーション・ソサエティのプロジェクトにかかわってきた西原といいます。アフリカの熱帯林で10年以上、生態学研究と地域住民の問題も含めた熱帯雨林保全のことをやっています。

今日の話題の中で、国際社会の中での日本独自の貢献ということがありましたが、重点地域という中で、あくまで貧困は発展途上国を主に視野に入れていると思うのですが、先進国の1つである我が国日本も視野に入れていかなければならないと思います。

ご承知のとおり、国際社会の中の評価では、日本は例えば野生生物の利用について利用大国の1つであるという評価があるわけです。実際、伝統的に象牙・クジラ肉にはじまり、ベッコウ・トラ・クマなどの野生生物を国外から輸入することによって利用しています。ワシントン条約会議など国際会議の舞台で、日本政府から野生生物利用を推進していくような発言が出てきて、その文脈の中で、国際社会の中で日本は野生生物を利用し、場合によっては本来のハビ

タットにも影響を及ぼすという評価をもらっているのです。実際にはたして本当なのか、適切な条件で利用しているのか、国際社会の中でもそうしたことを明確にしていかなければならないと思います。

もう1点、もし本当に野生生物を過剰に利用し、世界各地のハビタットにも影響を及ぼしているのであれば、日本人の意識改革も必要ですし、あるいは法制度も完全ではないので、それもきちんと制度化していかなければいけません。あるいはコンサベーションについてのシステムティックな教育システムが日本の学校カリキュラムの中にはありません。そういうものも確立していかなければならないでしょう。

そうしたことが、発展途上国に対して支援していくのも国際社会の中での日本の貢献ではありますが、日本独自の貢献ということを考えると、もっと我々の足もとを見つめて、我々の国の国際社会の中の位置をきちんと表現していくことも、世界の中で自然環境保全をしていく貢献の1つになると思います。個人的な意見です。

(須藤) ありがとうございます。別の観点からといいますか、今日の主題がガイドラインをよりよくしていくために意見をいただくことですが、今のはただ意見ということだけでいただいでよろしいですか。あるいはガイドラインの改善という観点からもう少し付け加えていただけるようなことがおありでしょうか。

(西原) 結構です。

(須藤) ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

(大芝) こんにちは、私は大芝博明と申します。今、アースアンドヒューマンコーポレーションに席を置いています、昨年までフィリピンでプロジェクトの専門家をしていました。実は私はこの自然環境保全の専門ではないのです。ただ、今からお話ししますが、プロジェクトにかかわったことによって自然環境に興味をもって来たということで少しお話ししたいと思います。

そのプロジェクトは、フィリピンの農村生活改善研修強化というプロジェクトで、フィリピンの農業省の研修局で農村の地域社会の発展や向上を図ることを研修のときにいかに教えていくかということでプロジェクトが始まりました。

そこで一番問題となったのが、農村の村落の発展には、3分野ということでそれぞれの分野が関係しながら農村が発展していくということでやっています。その1つは生計向上で、生産が高まって収入が向上することが1つの基本となります。それから、生活改善です。栄養改善や周囲の井戸を掘削するというで農村や漁民の生活が向上する。最後にもう1つ、これも

大事なことで、その村落の住環境が改善される。この3つが同時並行的に改善され、あるいは向上されながらその村落が発展するということでした。

私の場合は、今回のプロジェクトによって今言った自然環境保全、先程菊地先生がパラワン島のワニのことを言われたり、古沢先生が生命地域主義、あるいは大田専門員がコミュニティ資源管理のことを話されましたが、ただ自然環境だけでなく村落が発展するには今言った3分野が同時並行的に加わって発展していくことを学んできたのです。そして、今回はその学んだことをもう少し勉強したいと思って参加したのです。

結局、私が言いたいのは、ガイドラインの本質などよりも、そのガイドラインをいかに使っていくか。ここは森林・自然環境協力部ですが、農業、林業、医療、あるいは工業でも、それぞれの分野で少なからず自然環境にかかわっていかなければ事業は進みません。ですから、それぞれのプログラムについて、いかに自然環境保全の方針というか、基本的なガイドラインを取り入れていくかという観点をもっと少し考えた方がいいのではないかと思います。私の意見はそういうところです。

(須藤) ありがとうございます。もう少しご意見を伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。

(佐藤) WWF ジャパンの佐藤です。先程来、NGO の話がだいぶ出ていましたので、1つ提案をさせていただこうと思います。

まず、先程来のお話の文脈ですと、NGO が言ってみれば人材の供給源であったりするような雰囲気にとれないわけでもなかったのですが、おそらくそれは私たちにとってはあまりおもしろいことではなくて、私たちにしてみれば私たちなりのプライオリティがあって仕事をしているわけです。そのプライオリティの中で、いわば JICA がやろうとしていることと、どういふところが共同作業が可能か、ジョイントベンチャーが可能かという視点で見ていくことがおそらく大事だろうと思います。

ですから、おそらく一番おもしろいやり方は、NGO 側として、例えば私どもが何かプロジェクトに関するショッピングリストを作ることはきわめて簡単です。それから、JICA が考えておられる案件についてのショッピングリストが出ることもたぶん可能だろうと思います。そういったものを突き合わせて、いったいどこでいわばお互いのプライオリティが一致して共同作業が可能かというところを、案件形成のレベルから関与させていただけるのが一番私たちとしては楽しい関係のあり方ではないか、それがいわゆるパートナーシップというものであろうと思います。そういう方向でパートナーシップができていけば大変ありがたいだろうと思います。

ここまでは NGO の人間としての発言ですが、ここから先は個人として発言させていただきます。今回のガイドラインの1つの眼目は、上位目標と戦略をきっちりもったということであ

ろうとは思いますが、この上位目標が、私の目から見ますと何をしたいのかがよくわかりません。この調和が図られた状態がどんな状態であるかが全然目に見えてこないことが非常に気になります。

例えば戦略を見ますと、いろいろなところが強化されたり向上されたりするわけですが、これが強化し向上している間に、例えば当該の自然環境が丸きりだめになってしまってもよろしいのかというと、絶対そんなことはありません。逆に、当該の自然環境、今保全しようと思っている自然環境がとりあえず3年間保全されたとして、JICA が手を引いたらそのあとはぐちゃぐちゃになってもよろしいということでもありません。

おそらくはこの辺で、まず環境対処能力が非常に強固に形成されるという事柄と、個々の案件が課題としている環境問題が解決されるという事柄の両者の関係がいまいちクリアではありません。これは実は私どもも絶えず迷うことではあるのですが、個々の問題を解決していく過程を通じて環境対象能力が向上されていくのか、あるいは環境対象能力の向上を目指していくことで個々の課題が解決されていくのか。いずれにしてもその辺のクリアな、どのような状態を目指しておられるのかという提案が1つあってもよろしかろうというのが1点目です。

それから、重点地域と呼ばれているものについてとても気になっているのですが、これは重点地域というよりは、単なる環境課題のありそうなところの分類ですね。分類して、そこでありとあらゆることをやろうという提案に見えるのですが、もしかして本当の重点地域が実は必要なのではないかという気がします。

どんな重点地域が必要かということ、例えば今エコロジカル・フットプリントというお話が出ましたが、エコロジカル・フットプリントを一番大きく残しかねない、これから将来にわたって大きな脅威になりかねない地域、例えば急速な経済発展を遂げている地域などを重点として本当に考えてもよろしいのではないかと。それによって活動の幅が狭まることをおそれるといふご意見もあるかと思いますが、むしろあえてそのような重点化を図るべき段階なのではないかというのがもう1点です。

以上、NGO としての意見と個人としての見解でした。

(須藤) ありがとうございます。今、佐藤さんにいただいた冒頭のお話は、おそらく私が話をしたことが正確に伝わらなかったのではないかと思います。まさに佐藤さんがおっしゃるとおりだと思います。それぞれの組織がそれぞれの目的をもって活動をしているので、このフォーラムも皆さんと私たち JICA の関係者の1つの情報交換の場と考えています。お互いに情報を提供し合って、協力できることが何なのかを見つけ出すような体制や方法を、もう少し私どもも今後考えていく必要があるのではないかと、私としても個人的に思っているところです。また、メーリングリストの整備等もやっていますが、そういったものを通じてお互いが情報提供し、また意見をいただいてよりよい協力関係ができるようなことを考えていきたいと思って

います。

いくつかご指摘をいただいたのですが、もうひとかた、ふたかた意見をいただいたうえで、こちらから質問をしたいと思います。どなたかありますか。

(岡部) JOFCA の岡部です。今日はあくまで個人の資格で発言させていただきます。

私は、このマトリックスを拝見して若干わからないところがあります。まず1つは、共有林の管理です。ここに掲げられている共有林とは何かということがよくわかりません。日本の共有林とアフリカの共有林といわれるもの、例えばカスタマリーライトのあるカスタマリーフォレスト、あるいはアジアの場合でも共有林というものがいったい何なのかよくわかりません。まして中南米に行きますと、共有林があるのかどうか、そういう点もわかりません。

そのような観点から、先程の大田専門員のご意見を合わせてみますと、日本の共有林的なセンスから見ると、この共有林の管理は非常に重要だということになります。実際、私自身も具体的にネパールへ行きましたときに、これは共有林といわれた森林でコミュニティが管理している森林は非常にりっぱで、ところがそうでない国有林は非常にひどいという経験もあります。

私は、自分たちが木を育てようとした場合に、あるいは森林を保全しようとした場合に、そこに最終的に森林の流木の処分権をもっていないような形態の林は、うまく管理できないのではないかと考えています。これが我が国の場合でも、いわゆる入会林野の形態を考えれば全くそのとおりだと思っていますが、はたしてどうなのでしょう。

その共有林という概念で森林を考えた場合、その森林を利用するという観点がもう少しあってもいいのではないかと考えています。利用するということは、最終的に、造林し、あるいは森林を管理した人たちの使用収益を確保することになると思います。このためにはそれぞれの国の法制度の問題まで入ってくるわけですが、そこまで踏み込み、そして研究をしていかなければならない問題ではないかと考えています。

共有林という点だけについて、少し気になりましたのでコメントをさせていただきます。

(須藤) ありがとうございます。もうひとかた、どなたかありますでしょうか。

(石原) 太陽エンジニアリングの石原と申します。私のこれからの話は、大田専門員と、最初にお話くださったフィリピンの農村集落の話と同じですが、質問という感じになります。

こちらのガイドラインは理念をうたっているもので、具体的なアクションプランというのは別にできるものなののでしょうか。というのは、理念をうたったものであれば、欧米に比べてもちろん日本はいまだに環境分野においては科学者の数も少ないし、レベルも低く非常に遅れているとは思いますが。実際に全くいないというお話もありますし、ある面では進んでいるところもあるわけですから、むしろ世界に訴えていくふるえるようなガイドラインを出していただく。

そのうえで、ガイドラインに付属するようなかたちで、もしアクションプランという具体的な「アジェンダ 21」のような行動指針があるのであれば、その中で、先程おっしゃった横割りにいろいろな事業において、あらゆる分野で生態系保全のガイドラインを議論していく。あるいは大田専門員がおっしゃるように、重点地域の中で、科学者の数が少ないとか、そういったかたちの非常に具体性をもったものが出てきてほしいと思います。それは意見というか、ではアクションプランというものが別個にできるものなのか、それについてコメントというか、質問ですが。

(須藤) ありがとうございます。今、アクションプランとおっしゃいましたが、できればもう少し具体的に、どのレベルの例えば事例を取り上げていただいて、どの程度のレベルのアクションプランということで考えられているのかご紹介いただけますか。

(石原) 大田専門員がおっしゃったように、確かに途上国において科学者が少ないということであれば、生態系分野の科学者を具体的に育てていくようなプログラムを実施する。あるいは、こちらから出向いていってもいいわけですが、そういった具体的な行動指針です。

(須藤) ありがとうございます。もうひとかた、先程手を挙げられた方がいらっしゃるのですが、時間の関係で最後にしたいと思います。よろしくお願いします。

(ワタナベ) 東大の保全生態学研究室に所属しているワタナベといいます。短くすませたいと思います。

日本では、昨年の小泉内閣発足時の所信表明演説で「自然と共生する社会の実現」という言葉が挙げられ、それを受けて昨年度から、自然を保全するだけでなく、積極的に復元あるいは機能回復を目指した自然再生型の公共事業が始められる運びとなりました。このような事業の日本での事例はまだ少なく、その事業に関する概念もまだ定まってはいないと思いますが、生態系破壊の現状は日本でもすさまじくて、今あるものだけを守るだけでは不十分であるという危機感があると思います。

この背景は、日本よりもむしろ急速に開発の進んでいる発展途上国の方が深刻であると思われませんが、このことから、今後 JICA で実施される環境案件の中にも自然再生のコンセプトをもつものが形成されるように、ガイドラインでもしかるべく対応をされるようになるのでしょうか。そのあたりところをお聞かせ願えると幸いです。

(須藤) ありがとうございます。何名かの方にご意見・コメントをいただきましたが、ここで課題チームの方から、あるいは以外の先生方で、今いただいた意見の中でレスポンス等が

ございましたらお願いしたいと思います。まず、いくつかの点について課題チームの方からお願いできますか。

(睦好) 森林環境課の睦好です。森林分野でいろいろなご質問が出ましたので、先程の岡部さんのご質問も含めて、課題チームで取り組んできたこと、取り組めなかったことを含めてお話をしたいと思います。

このガイドラインを作るにあたり、森林・自然部ができたときに、これまで森林・林業分野と水産分野の協力をやってきたわけですが、そこから一步踏み出して自然環境協力部になり、その一番最初にできた生態系保全のガイドラインは、生態系保全に非常に特化したガイドラインができています。それを踏まえて今回このように改定をして、より包括的なガイドラインを作ろうとしているわけですが、その中で、これまで JICA が 30 年弱にわたって取り組んできた森林・林業分野を、どのように位置づけるかというところはかなり議論がありました。

私としては、これまで取り組んできた社会林業や、例えば森林火災や天然林に対する対策としての森林保全、それから郷土樹種の造林技術といったような技術面の開発といったこれまでの協力を、自然環境保全のプログラムの中に再構築していく必要があると思っています。しかし、そこがまだやり切れていない部分があり、このマトリックスの中でも森林生態系の部分に関しては、共有林の管理とこの部分だけが所有形態で示されているわけですが、このような分類が今後使い勝手のいいマトリックスになっているかということ、まだ改定の余地があるだろうと思っています。

その中で、この森林生態系の部分でも、例えば今までやってきた社会林業のコンセプトなどが明確に出ていないところもありますし、先程おっしゃった例えば所有や処分に関する法制度の改定に踏み込む必要や、その森林の利用に関する観点も、ここに本当は再構成されなければいけないのではないかと考えています。今はまだその過程とご理解いただければと思います。以上です。

(須藤) ありがとうございます。ほかには。

(神) お答えすると言いつつばかりしている感じになってしまうのですが。

先程ワイルドライフ・ソサエティの方から、自然利用大国日本を視野に入れた議論をすべきだというご意見をいただきましたが、ご指摘のとおりだと思っています。ガイドラインの7の留意点の一番最後のところに少しだけそういうニュアンスを載せてみたのですが、途上国における業務を中心とする JICA の案件形成のガイドラインでしたので、あまり前面に出せずに中途半端なかたちになっています。具体的には、「途上国の自然資源消費と先進国国民のライフスタイル等との関連についての情報提供」ということも少し触れてみました。

WWF の佐藤さんからご指摘をいただいた最も重要な点といたしますか、私が重要だと思ったのは、重点化を図るべきということだと思います。それ以外の部分についても、整理のしかたやわかりやすさという点で多々問題はありますが、重点化を図るといのは、ある程度決断といたしますか、自分たちを縛っていくことにもなると思っていますので、そこはきちんとした議論をしながら重点化を進めていかなければならないと思っています。ただ、このガイドラインが課題チームという有志のグループの議論であったために、きちんと優先課題を絞り込むところにまでまだ至っていませんので、それも今後の課題とさせていただきますと思います。

石原さんからいただいた行動指針についてですが、このガイドラインについては、例えば JICA の職員がプロジェクトとして何をやるべきかというときの案件形成の参考にするためという考え方ですが、それと行動計画という将来の JICA の事業の具体的な中身とは若干方向性が違うのではないかと。もちろん、行動計画・行動指針というものも当然必要になってくると思いますが、単年度予算の JICA でありながら、当然長期的な視野で事業を進めていかなければいけませんので、その議論も今後 JICA として自然環境分野でのノウハウを蓄積していくうえで必要なポイントだと思います。

最後に、自然再生のコンセプトを盛り込んでいくのかというご質問をワタナベさんからいただきました。自然再生は、例えば植林やビオトープの設置などいろいろな考え方があるのではないかとと思いますが、取り込んでいきたいと答えてほしいと思いますが、私も十分に具体的なイメージがつかめなかった部分がありますので、お願いします。

(菊地) そのご質問の自然再生公共事業の関係で、日本でもまだあまり動いていません。今、例えば釧路湿原で埋もれた土砂を取るとか、真っ直ぐにした川をもう一度曲げるとかいろいろ考えられているようですが、日本の ODA が、例えばインフラの整備の方にそういうものが入ってくるということは、希望はあってもなかなか余裕がないと思います。ODA もだんだんきつくなってきていますから。

それでもどこかで、例えば河川の水質をきれいにするとか、あるいは今話がありましたが、植林などの中で、この間の日曜日にオーストラリアで緑の回廊といって熱帯雨林のコリドーをつくるようなことをやっていました。ああいう環境の復元なども、それは林業の事業なのか農村の事業なのか、あるいは環境自然保護の事業なのか、いろいろな複合なのか、そういうことは要請がなければなかなか動けないのですが、自然の再生という意味では十分ありうると思います。ただ、それが本当にそれを要請する国と受ける方でうまくタイミングが合うか、その辺の問題はあるでしょうが、ありえないとは思いません。

(須藤) ほかにいただいたコメント等で、こちら側としてご意見はいいですか。

(宮川) 一言だけですが、このガイドラインを作るときに、JICA も 1 つの組織ですから、森林・自然環境部という枠組みの中でどうしても制約があって考えているということがあります。したがって、環境の中でもブラウンイシューはほとんど入っていません。酸性雨問題だけはどういうわけか入っているのですが、これを入れるとしたらほかにもまだ廃棄物などいろいろ出てくると思うのですが、その辺が中途半端で、今後考えていかなければいけない部分だと思います。

そして、今もお話のありました植林、いわゆる林業、それからうちの方の部でやっている水産業、こういった人間の生業としての産業は自然環境を相手にして必ずあるわけですが、海洋の保全や森林の保全はありますが、業という部分が抜けているというか、あえてこれは入れていないのだと思います。もちろん環境に配慮した水産養殖業はあるわけですが、環境保全そのものを目的としてやっているのではなく、あくまでも水産業・養殖業をやるうえで環境のネガティブのインパクトを極力少なくしてやるという排除になっているものですから、その部分とは一緒にならないのではないかと思います。

どこかで線引きをしないと、すべからず人間のアクションは全部環境に関係してくるわけですから莫大なガイドラインになってしまうわけで、そこをどうにか切って整理していったところがあって、その辺が限界ではないかと思っています。以上です。

(須藤) ありがとうございます。そろそろ所定の時間が迫ってきましたが、ほかの先生方はいかがでしょう。

(古沢) こちらサイドでも出たことですし、フロアからも出たと思うのですが、要するに生態系保全について、日本の特殊性を出して取り組んでいくことはできないかということが出ていたと思います。

この点について思うことは、広いとらえ方になるかもしれませんが、今、グローバリゼーションが非常に問題になっていますが、これは言い換えればアメリカンスタンダードという面が非常に強いと思います。しかし、一方でそれに対抗して、ヨーロッパはヨーロッパのスタンダードを出していき、北欧の国々は北欧のスタンダードを出していきという動きが目立ってきています。日本を見ていると、そういうグローバリゼーションに対して日本のスタンダードを出せなでいるという気がしてなりません。

なぜそうなっているかと考えてみると、戦後の中で一番おろそかにされてきたことは日本の伝統や文化で、こういうものをきちんと見つめてこなかったのではないかという気がします。確かに、日本の伝統・文化という非常に狭隘な国粹主義的なとらえ方の日本論になってしまうのは問題ですが、少なくともその日本の特殊性を出すということであれば、やはり日本の伝統と文化をもう一度とらえ直していき、その中で日本のスタンダードをもち、その中で援助を

考えていくことが必要ではないかと思えます。

(須藤) ありがとうございます。ほかにありますか。大田専門員、お願いします。

(大田) 長くならないように一言だけ。私はこのガイドラインを作ったあとにどうするのかという部分がありまして、非常に大きな役割として、JICA は技術協力でありドナーである。自然環境保全でも、生態系でも、ナチュラルリソース・マネジメントでもどういう言葉でもいいのですが、それはあらゆるところで間口が広いと思えます。しかし、JICA はこういうことを支援することに興味をもっているのです。「何でもかんでも言ってきたってだめで、その中でも JICA はこういうことに興味をもっているのです。こういうことであなたの方から要請があればぶん対応できるでしょう」と。そういう JICA はこの分野の技術協力をこう考えているというのを英語にして開発途上国に配って、JICA の考え方はこうだということを、開発途上国と一緒に仕事をするわけですから、彼らに知らせることがこういうガイドラインの場合に非常に大きいわけです。

アメリカ人がガイドラインを作ればただそのまま配ればいいのですが、たまたま日本人だから日本語でできてしまうから、そういう視点が残念ながらこのところにはあまり見られません。この課題マトリックスのように、「こんなにいっぱい JICA はやるの？ すごいね」と、これを出してしまったら、だれでもみんな思うわけです。ですから、私は何でもいいから全部を網羅しようというのはもう一度考えた方がいい、別の思考方法もあるのではないかと考えました。以上です。

(須藤) ありがとうございます。おっしゃるとおり、私どもが作ったものを国内だけでなく、海外の援助を要請してきた途上国、あるいは一緒に海外で協力をするほかの援助機関にわかるようなかたちで提供することは、非常に重要なことだと思います。これもまだ内部でコンセンサスが取れたわけではないですが、こうしたことをどんどん出して、ある意味で JICA が主張するという姿勢を出すべきだと思っています。

所定の時間になりましたが、いろいろなご意見をいただきました。また、ご紹介できなかつたり、あるいは今日時間が不足していてまだ言い足りない、あるいはコメントを出したいという方がいらっしやると思います。お手元にアンケート用紙ということで、A4版の用紙をお配りしています。そこに今回のガイドラインに関するコメントのほかに、今後 JICA として自然環境保全分野でどういった方向で事業をしたらいいかということについて、もしご意見のある方はコメントをいただければと思います。自由にお書きいただいて結構です。私どもはそういった意見を参考にしながら、ガイドラインの充実に努めるとともに、この環境保全分野での協力の充実に一同努めていきたいと思っています。

今日は拙い司会でなかなかうまく進行しなかった面もありますし、今日は休みの谷間で何人の方に来ていただけるのかと若干不安でしたが、このようにたくさんの方に来ていただき、活発な意見をいただきましてありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました（拍手）。

課題チーム発表資料

自然環境保全協力ガイドライン (課題チーム案)

位置づけ

- ・ 本案は協力案件の発掘・形成部分
- ・ 事業団の職員・関係者が利用

自然環境の現状

- ・ 自然環境からの恵みをうけ、自然環境に依存し、同時に自然環境を改変してきた。
- ・ 森林減少、砂漠化、地球温暖化、生物多様性の減少
- ・ 先進国における消費形態→自然資源の集中的で取奪的な利用
- ・ 貧困、飢餓、人口増加
- ・ 地球規模、人類の安全保障

自然環境の保全とは

生態系を広く捉えて定義づけを図った。

- ・ 資源供給の役割
- ・ 豊かな人間生活の不可欠な構成要素
 - － 大気や水などの物質循環を維持
 - － 文化や伝統を育む

人類の生存基盤を多面的に構成



様々な経済活動を含むセクター横断的な能力の向上



自然環境の維持と人間活動の調和

- ・ 地球規模の取り組み
- ↑
- 相互に関連させて実施
- ↓
- ・ 地域社会における取り組み

JICAはなぜ自然環境保全に協力するのか

- ・ 1972年 「国連人間環境会議」
- ・ 1992年 「国連環境と開発会議」
- ・ 1997年 「21世紀に向けた環境開発支援構想」
 - ①大気汚染・水質汚濁・廃棄物対策、②地球温暖化対策、③自然環境保全、森林・植林、④「水」問題への取り組み、⑤環境意識向上・戦略研究

自然環境保全

- ・ 全人類にとっての課題
- ・ 先進国の責務
- ・ 環境の劣化と貧困の悪循環を断ち切る
- ・ 文化や伝統の保全

自然環境保全協力の戦略

上位目標

「自然環境の維持と人間活動の調和を図る」

自然環境保全の能力向上を6つに整理 →戦略
分野横断的（マルチセクター）な視点での能力向上

自然環境の維持と、人間活動の調和を図る。

- 政策・制度の強化
- 実施組織の運営管理能力の向上
- 市民の意識の向上
- 技術の開発と普及
- 調査研究能力の向上
- 自然環境保全と地域社会開発の両立

自然環境保全の為の政策・制度の強化

- ・ 政策、法律、制度を整備
- ・ 自然環境の保全の考え方があらゆる経済・社会活動に盛り込まれる
- ・ 透明性、説明責任、国民・地域住民の意見の反映
- ・ 環境アセスメント、公害の防止

自然環境保全を実施する組織の運営管理能力の向上

- ・ 必要な組織・機関の設置と総合調整機能
- ・ 人的資源の育成と活用
- ・ 計画の策定、実施のモニタリング・評価
- ・ 機関間の連携の促進

自然環境保全についての意識の向上

- ・ 学校における環境教育
- ・ 社会人教育や公共キャンペーン、企業研修
- ・ 事例の紹介や指導書の作成、指導者の育成

自然環境保全の為の技術の開発と普及

- 適正技術の開発
- 近隣諸国における成功事例や伝統的な知見
- 専門家、技術者、技術普及員の育成

自然環境保全の為の調査研究能力の向上

- 生態系の多面的機能や科学的・社会経済的知見の集約
- 情報の収集・蓄積・発信
- 調査研究能力を向上させるの学位取得や共同研究

自然環境保全と地域社会開発の両立

- 地域住民による主体的な実施
- 事業実施者と地域住民の相互理解
- 住民の経済的自立と自然環境保全の両立

重点地域

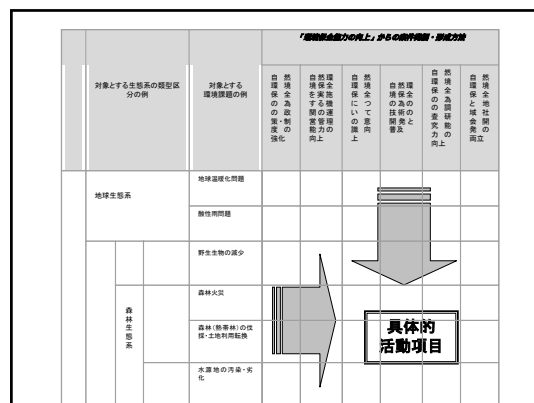
人間活動による利用の度合い

- 地域住民による自然資源の利用により、自然環境の劣化が進んでいる地域
- 環境への配慮を欠いた開発によって自然環境破壊が急速に進んでいる地域
- 豊かな自然環境が残っており、近い将来破壊・劣化が懸念される地域

案件発掘・形成の方法

2つの方法

- 自然環境保全の為の能力に着目して案件を形成
- 重点地域の考え方に沿って、特定の環境課題、生態系に着目して案件を形成



自然環境保全協力の実施上の点留意

- 長期的展望による協力
- 地域住民の貧困削減を目指した活動
- 社会的弱者に対する配慮
- 自立した保全活動を促す動機作り
- 適正な手法の検討
- 自然環境保全協力に適した評価手法の検討
- 他の援助機関等との連携
- 日本国内基盤の整備・強化

今後の方向性

- ・ 本ガイドラインの改善
具体的な構成要素の充実
重点地域の考え方を整理する
ジェンダーの視点を組み込む
- ・ 事業の実施と評価のガイドライン
- ・ より分野横断的・総合的なアプローチへ

自然環境保全協力ガイドライン（課題チーム案）

1. 自然環境の現状

人類は、自然環境から様々な恵みを受け、自然環境に依存し、同時に自然環境に働きかけそれを改変することにより、多様な社会を発展させてきた。自然環境に対する働きかけは、技術や社会制度の発展、人口増加にともなって拡大し、生態系に大きな影響を及ぼしている。

人類社会の活動の拡大に伴い、これまで、森林減少、砂漠化、地球温暖化、生物多様性の減少など、地球規模で環境問題が発生している。近年では、経済のグローバル化や先進国における消費形態の変化が、大規模かつ急激な環境の破壊や自然資源の集中的で収奪的な利用を引き起こしている。また、開発途上国の地域社会では、人々が生活のために資源を過剰に利用することで、自らの生存基盤としての健全な自然環境の存続を脅かしている。このような自然環境の劣化は、次世代の生存基盤を損ない、人類社会の発展の可能性を縮小させてしまう恐れがある。また、貧困や飢餓さらに人口増加と相まって、地域紛争といった深刻な社会問題の原因ともなっている。

現在、人類は自然環境との関わりを再検討し、環境と調和した社会の形成と開発を実現する必要に迫られている。グローバル化の進む今日、自然環境の保全は、先進国の発展のみならず、開発途上国の環境の劣化と貧困の悪循環を解消し、地域社会の健全な発展に寄与することとも密接に関係した地球規模の課題である。自然環境の保全に向けた国際協力は、今日の人類の安全保障に係わる重要な課題である。

2. 自然環境の保全とは

我が国の自然環境保全法では、自然を「経済活動のために資源供給の役割を果たすだけでなく、それ自体が豊かな人間生活の不可欠な構成要素をなす」ものとしている。自然環境は、自然資源の供給源としての役割に加えて、大気や水をはじめとする物質循環を維持するとともに、文化や伝統を育むなど、人類の生存基盤を多面的に構成している。このため、自然環境の保全とは、人類の様々な経済活動（一次産業のみならず、エネルギー産業や貿易、投資）を含むセクター横断的な意味での、自然環境の理解や自然資源の適切な利用・保護を実現するための能力の向上を通じて、自然環境の維持と人間活動の調和を図ることである。

自然環境の保全を面的に捉えた場合、地球規模の取り組みと地域社会における取り組みが考えられる。地球規模の取り組みとは、各国の協力により地球生態系の機能を保っていくことであり、例えば、各国が自然環境保全に関する多国間条約を批准し、適切な行動をとることが挙

げられる。地域社会における取り組みとは、地域に根ざした自然資源の利用と再生産に対する適切な管理であり、具体的には森林機能の整備、土壌浸食の防止、保護区周辺の環境に配慮した地域開発への支援などが含まれる。このような地球規模と地域社会の自然環境保全を相互に関連させて実施することによって、地球生態系を維持し、現在と将来の世代に必要な生活資源を確保することができる。

3. JICA は今、なぜ積極的に自然環境保全に協力する必要があるのか

開発と環境に関する国際的な議論は、1972年の「国連人間環境会議」での「環境上健全な開発」を端緒とする。1992年には「国連環境と開発会議」が開催され、これに合わせて我が国政府は「環境と開発の両立」を4原則の一つとしたODA大綱を閣議決定した。1997年の「21世紀に向けた環境開発支援構想（Initiatives for Sustainable Development toward the 21st Century: ISD）」において、日本政府は環境ODAの基本理念を(1)人類の安全保障、(2)自助努力、(3)持続可能な開発とし、5分野（①大気汚染・水質汚濁・廃棄物対策、②地球温暖化対策、③自然環境保全、森林・植林、④「水」問題への取り組み、⑤環境意識向上・戦略研究）におよぶ行動計画を提示し、環境協力を積極的に取り組む姿勢を明示した。

ODAによる自然環境保全協力は、日本国民を含む全人類にとっての課題である地球環境問題の解決への取り組みという側面を持つ。また、相互依存によって成り立つ国際社会における、開発途上国の持続可能な社会の実現のための協力であり、且つ、地球上の自然資源をより多く消費している先進国の責務でもある。更に、少数民族や政治的発言権の少ない住民に配慮し、地域住民の生活と自然環境との調和を図ることは、環境の劣化と貧困の悪循環を断ち切り、貧困の軽減に大きく寄与するとともに、文化や伝統の保全にもつながる。このような自然環境保全の重要性を認識しつつ、我が国はODAによって積極的に自然環境保全を推進していく必要がある。

4. 自然環境保全協力の戦略

4.1 戦略の考え方

JICAの自然環境保全協力における上位目標を、「自然環境の維持と人間活動の調和を図る」ことと設定する。

自然環境の維持と人間活動の調和のためには、自然環境の現状を科学的・経験的に理解し（知る）、自然環境の劣化を食い止める技術とその活用体制を築き（守る）、持続的な手法で利用（利用する）できる社会を築くことが必要となる。さらに、中央政府から地方自治体、民間、村落社会に至るまで、自然環境に関わる様々な主体が保全のための能力を向上させることが重要で

ある。

「知る」については、政府レベルでの調査研究能力の向上と民間、住民レベルでの環境教育を組み合わせる必要がある。「守る」については、保全に必要な政策的・制度面の枠組みを定め、適正な保全技術を開発し、その実施組織の能力を向上する必要がある。「利用する」については、適正利用技術の開発と併せて、利用者の意識改革や生活基盤の維持を組み合わせる必要がある。

このような視点から、上位目標を達成するために必要となる能力向上を6つに整理し、JICAの自然環境保全協力における戦略とする。また、自然環境は人間のあらゆる活動と生活に密接に関わっているため、これらの戦略一つ一つが、分野横断的（マルチセクトラル）な視点での能力向上となるように留意する必要がある。

目標体系図

上位目標	自然環境の維持と、人間活動の調和を図る。
戦略	<ul style="list-style-type: none">● 自然環境保全の為の政策・制度の強化● 自然環境保全を実施する組織の運営管理能力の向上● 自然環境保全についての意識の向上● 自然環境保全の為の技術の開発と普及● 自然環境保全の為の調査研究能力の向上● 自然環境保全と地域社会開発の両立

4.2 自然環境保全協力の戦略

A) 自然環境保全の為の政策・制度の強化

- 自然環境保全に関連する活動の根拠となる政策、法律、制度を整備する。
- あらゆる経済・社会活動において、自然環境の保全が必要不可欠な考え方として盛り込まれるよう、既存の政策・制度を見直す。
- 自然環境保全に関わる活動について、国民・地域住民に対する透明性を高め、説明責任を果たし、国民・地域住民の意見が適切に反映されるよう制度を整備する。
- 開発事業に伴う環境アセスメントの実効性の向上および産業公害・一般公害の防止と規制を目指す。

B) 自然環境保全を実施する組織の運営管理能力の向上

- 各政府組織の業務分担を明確化し、総合調整機能を強化する。必要な組織・機関（部署・

研究所・情報センター)の設置、実行予算の確保を図る。

- 組織内の人的資源を有効に活用するとともに、必要な人材を育成するための制度を、長期的展望で制定し実施する。
- 目標、実施手順を明確にした保全活動計画を策定し、適切なモニタリング・評価手法を用いて効果的に事業を実施する。
- 政府組織間、政府組織と研究機関・NGO・企業・住民組織等の連携を促進するとともに、各組織への支援体制を強化する。

C) 自然環境保全についての意識の向上

- 学校教育を通じて、自然環境と人間生活の関係を理解するための教育・学習の実施を強化する。
- 経済活動と自然環境の関係について理解を促進するために、社会人教育や公共キャンペーン、企業研修、情報ネットワークの構築等の実施を強化する。
- 自然環境と保全を学ぶための教育・啓発活動事例の紹介や指導書の作成、指導者の育成を促進する。

D) 自然環境保全の為の技術の開発と普及

- 現地における運営費用や維持管理体制等を考慮し、地域や社会の実状に合った、幅広い分野における適正技術を開発する。
- 近隣諸国における成功事例や地域の伝統的な知見をとりまとめ、技術の開発と普及に資する。
- 研修及び業務の実践を通じて、必要な専門家、技術者、技術普及員を育成するとともに、必要とされる組織、部署へ適切に配置する。

E) 自然環境保全の為の調査研究能力の向上

- 対象とする生態系の多面的機能とその地域の人々との関わりを理解し、科学的及び社会経済的知見に基づいた自然環境保全協力の実施を支援する。
- 自然環境についての情報の収集・蓄積を進めるとともに、広く発信する体制を整え、具体的な政策や活動に反映させることを支援する。
- 調査研究能力を向上させる為に、学位取得や共同研究のためのプログラム実施を支援する。

F) 自然環境保全と地域社会開発の両立

- 自然環境保全活動の計画段階から地域住民の参加を促し、活動の全過程を通じた地域住民による主体的な自然環境保全の実施を目指す。

- 開発事業を進めるにあたり、地域住民や社会的弱者が意見を表明できる場を設け、事業実施者と地域住民の相互理解を促進する。
- 地域住民の自然資源の利用と自然環境の公益的機能（森林の水源かん養や自然災害防止、干潟の浄化機能など）を理解し、住民の生計向上（農林水産業や観光開発等）による経済的自立と自然環境保全の両立を目指した取り組みを進める。

5. 自然環境保全協力の重点地域

自然環境保全協力を実施するうえでの重点地域を、人間活動による利用の度合いによって、以下のように区分する。

- (1) 地域住民による自然資源の利用により、自然環境の劣化が進んでいる地域。
 - 従来は一定のルールに従って資源が利用されてきたが、人口増加や近年の生活様式の変化に伴ってそのバランスが崩れてしまった地域
 - 外部からの参入者による開発行爲の拡大によって、従来の資源利用が維持できなくなり、住民の生活が脅かされている地域
 - 保護区の設置に伴って住民による従来の資源利用が制限され、地域住民の生活が脅かされている地域
- (2) 環境への配慮を欠いた開発によって自然環境破壊が急速に進んでいる地域。
 - 大規模かつ急激な自然の改変が行われ、地域生態系の存続が危ぶまれる地域
 - 環境配慮が十分でない開発手法により、中長期的に持続可能な地域発展が見込めない地域
 - 地球生態系に大きな影響を与えるような、大規模または急激な地域生態系の改変・喪失が見られる地域
- (3) 豊かな自然環境が残っており、近い将来破壊・劣化が懸念される地域。
 - 自然の公益的機能が多くの人々に評価され、人類の共有財産として保全する価値のある地域
 - 生物多様性又は希少性が高く、生態系・生物種・遺伝子等様々なレベルで価値のある地域
 - 保護地域に指定されているが、適切な管理がなされていない地域

6. 自然環境保全協力の案件発掘・形成の方法

6.1 案件発掘・形成の考え方

自然環境保全を目指した協力案件を形成するために2つの方法を提示する。

一つは、前項で戦略として挙げた、6つの自然環境保全の為の能力に着目して案件を形成する方法である。住民や資源利用者の意識や行政機関の管理能力など、人間や組織の質的な向上に焦点を当て、協力内容を組み立てることができる。

もう一つは、重点地域の考え方に沿って特定の環境課題に着目し、協力の対象を課題の属する生態系という面的な広がりから捉え、解決に必要な能力向上活動を組み立てる方法である。自然環境は複雑な生態系の相互関係によって成り立ち、また、人間に対しても多面的な機能を提供しているため、環境課題の解決には、これらをまとめりとして捉えて分析することが必要である。例えば、あるマングローブ林の劣化を環境課題として取り上げるときには、マングローブ林生態系として捉え、環境課題の原因となる事柄、現在取られている対策、生態系に関わるグループを把握することで、今後の対策として必要な活動を選び取ることができる。

これら2つの方法を組み合わせて、活動群をプログラム又はプロジェクトとして選び出すことができる。

6.2 案件発掘・形成の為のマトリックス

2つの方法（保全能力の向上への着目及び生態系とその環境課題への着目）で案件を発掘・形成する為のマトリックスを示したものが図1である。縦軸方向には、対象となる生態系の類型区分、横軸方向には、自然環境保全の為の能力の向上を目的とした活動を示している。協力案件は、縦軸もしくは横軸の各マスの中に現れた活動を組み合わせて形成する。

図1では地球上の生態系を網羅的に示し、各生態系ごとに対象となる環境課題の例を図中に挙げたが、これら環境課題は各国や各地域の状況によって異なる。それぞれの生態系について現状を考慮したうえで、重点地域の考え方に沿って対策が必要な生態系を選び出すこととなる。

2つの方法で形成されたプロジェクトの特徴をそれぞれ示す。

●生態系横断的な保全能力の向上を目指したプロジェクト

自然環境保全のための特定の能力を重点的に向上するための支援を行い、様々な生態系や環境課題に対応可能な能力形成を目指す。環境課題を特定しなくても案件形成が可能であり、省庁や研究機関を対象とした案件形成に有効。

●特定の生態系における環境課題に着目したプロジェクト

生態系に着目して案件発掘形成を行う場合には、森林や湖沼といった一つの生態系のみを対象に協力を行う場合もあれば、国全体等の複数の生態系を対象にすることもある。環境課題の内容や協力の規模などに応じて、対象とする生態系を選択することになる。地域密着型の案件形成に重要。

各プロジェクトの具体的な構成要素の例示を別表に示した。これらの要素について、JICAの具体的な事業実施スキームを考慮して、協力案件として取りまとめる。

環境課題・生態系からの案件発掘・形成方法	対象とする生態系の類型区分の例	対象とする環境課題の例	「環境保全能力の向上」からの案件発掘・形成方法						
			強策全自 化・の然 制為環 度の境 の政保	の営る全自 向管機を然 上理関実環 能の施境 力運す保	の全自 意に然 識つ環 向い境 上て保	普術全自 及のの然 開為環 発の境 と技保	の査全自 向研の然 上究為環 能の境 力調保	立会全自 開と然 発地環 の域境 両社保	
環境課題・生態系からの案件発掘・形成方法	地球生態系	地球温暖化問題							
		酸性雨問題							
	陸域生態系	森林生態系	野生生物の減少						
			山地	森林火災					
				森林(熱帯林)の伐採・土地利用転換					
		非森林生態系	農地	水源地の汚染・劣化					
				森林の伐採・土地利用転換					
			土壌の侵食						
			放牧地	土壌の劣化・塩害・砂漠化・化学物質の影響					
			放牧地	過放牧・砂漠化					
			草原・パジャ	土壌の侵食					
			灌木地	土地利用転換・過放牧・砂漠化					
	土壌の侵食								
	砂漠・半砂漠	草地の劣化・砂漠の拡大							
	ツンドラ	荒地の拡大							
	ツンドラ	劣化・面積減少							
	陸水域生態系	河川・流域生態系	野生生物の減少						
			移入種増加による種構成の変化						
		湖沼生態系	水質汚染						
			移入種増加による種構成の変化						
湿地生態系	水質汚染								
海域生態系	沿岸(浅海域)生態系	生物資源・生物種の減少							
		マングローブ	面積減少・海岸線の侵食						
		サンゴ礁	劣化・面積減少						
		藻場	劣化・面積減少 産卵床の減少						
		干潟	面積減少 水鳥の減少						
	閉鎖性海域	水質汚染							
		油污濁汚染							
外洋生態系	海洋汚染								

**具体的
活動項目**

図1：案件発掘形成の為のマトリックス

参考：UNEP-WCMC. 2000. Global Biodiversity, Earth's living resources in the 21st century.

7. 自然環境保全協力の実施上の留意点

●長期的展望による協力

自然環境保全は成果を得るのに長い期間を要する場合が多いため、事業の計画と実施には長期的展望が必要である。さらに、開発途上国の経済的制約を考慮して、適切な投入期間及び投入規模（短期間の大規模投入か長期間の小規模投入か等）を見極める必要がある。併せて、中間評価に基づく計画の見直しなど、計画に柔軟性を持たせることも重要である。

●地域住民の貧困削減を目指した活動

自然環境の劣化を引き起こす直接原因が貧困の状況下にある地域住民の日常的な行動である場合、その地域における貧困削減を目指した活動をプロジェクトに包含する必要がある。貧困故に自然と調和した暮らしを続けられず、持続不可能な自然環境の利用を余儀なくされている人々に対し、持続可能な代替生計手段の提案などの支援を行うことで、地域における暮らしと自然環境保全の調和を図ることが重要である。

●社会的弱者に対する配慮

政治的・社会的発言権を持たない先住民族、貧困層の意向や将来の展望等に十分配慮した協力を行うこと。また、女性や子供等の社会的弱者への配慮も重要である。

●自立した保全活動を促す動機作り

住民等利害関係者による継続的で自立した自然環境保全活動を目指すには、保全活動が励みとなる利益（土地所有権の保証、アグロフォレストリー、エコツーリズムによる収入向上など）を創出していくことが必要である。

●適正な手法の検討

我が国の政策や制度、技術を、開発途上国への協力に応用しようとする場合には、開発途上国の社会的、経済的背景及び近隣の途上国の環境問題への取り組み事例を十分に検討し、我が国の手法の適用可能性を検証することが重要である。

●自然環境保全協力に適した評価手法の検討

自然環境保全分野の技術協力では、従来の技術協力における評価指標・手法で活動成果を評価できない場合がある。従って、成果を総合的に評価するには、自然環境の多面的な機能や社会的な影響を適切に評価できる指標を選び出すとともに、定量的評価だけでなく、定性的な評価も取り入れて行く必要がある。成果を得るには数年から数十年単位の期間を要する活動も多

く、長期的展望で評価指標、手法を検討すべきである。

●他の援助機関等との連携

多くの自然環境問題は JICA による支援のみで解決するのは困難であるため、他のドナーや国際機関、NGO による支援との連携を強め、多方向からの取り組みや、協力による相乗効果を生み出せるように努める必要がある。

●日本国内基盤の整備・強化

開発途上国における自然環境の保全のあり方、手法等について、日本と開発途上国の大学や政府機関、NGO、民間企業等が、自然環境保全のための共同事業を実施するための体制づくりを推進する。さらに、自然環境保全協力へ向けた日本国内での広報や啓発活動の推進も重要である。そこでは開発途上国の自然環境の劣化と国際的な動向（国際資本の導入、構造調整等）や、開発途上国の自然資源消費と先進国国民のライフスタイル等との関連についての情報を提供し、日本国民の自然環境保全協力への理解を促進していく。

別添	対象とする生態系の類型区分	対象とする環境課題	「自然環境保全能力の向上」からの案件発掘・形成方法					
			自然環境保全の為に制度・政策の強化	自然環境保全を実施する機関の運営管理能力の向上	自然環境保全についての意識向上	自然環境保全の為に技術の開発と普及	自然環境保全の為に調査研究能力の向上	自然環境保全と地域社会開発の両立
主となる活動			<ul style="list-style-type: none"> 国際条約の批准及びその推進 関連法制度の整備 関連政策の策定 政策・行政への国民・地域住民の意見の反映 環境アセスメントの実効性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の強化 実施体制（人員・活動）の強化 モニタリング手法の整備 組織間の連携促進 NGO・研究組織への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育における環境教育 社会教育における環境教育 公共キャンペーン 教育活動事例の紹介や指導書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 現地事情に適した技術開発 技術普及プログラム（技術移転） 関連した人材育成（教育者・研究者等） 技術普及員の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 各種自然環境保全に係る情報整備 自然科学系調査・研究 社会科学系調査・研究 学位取得プログラム（学士・修士・博士） 	<ul style="list-style-type: none"> 参加型自然資源管理 地域住民と行政の相互理解 自然保全と両立する産業振興・生計向上 地域生活の為に自然の機能回復 住民組織の育成・強化 自然保全と両立する利用活動の指導 自然災害防止
環境課題・生態系からの案件発掘・形成方法	地球生態系	地球温暖化問題	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組み条約の批准 農林業・鉱業・鉱業を包括した地球温暖化防止の国家中・長期戦略の策定 温室効果ガス（CO2 SOx NOx）排出量の規制法制定 農林業・鉱業・工業、観光業における温室効果ガス削減に資する事業への支援制度構築 クリーン開発メカニズム（CDM）への支援制度構築 森林管理のための法整備（違法伐採等） 	<ul style="list-style-type: none"> 短期・中期計画の策定 行政組織体制の整備 実施体制（人材・予算）の強化 人材育成プログラムの計画の評価・モニタリング機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育における環境教育（省、代替エネルギー、植林等） 公共キャンペーン（ライフスタイルの変容等） 	<ul style="list-style-type: none"> 代替エネルギー技術開発（太陽光、小水力、風力エネルギー） 企業によるクリーンナードプロダクションの積極的な導入 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴う影響への予測・脆弱性評価及び経済的・技術的調査研究 クリーン開発メカニズム（CDM）の調査研究 温室効果ガス排出算定法の調査研究・長期モニタリングの適切な実施 CO₂ 吸収源を考慮した林業技術の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 植林の地域産業への導入 クリーンエネルギーの導入 村落プログラム（省、代替エネルギー、植林等）
		酸性雨問題	<ul style="list-style-type: none"> 地域国家間協力の推進 国家中・長期戦略の策定 酸性雨ガス（SOx NOx）排出量規制（CAP） 自動車産業等、製造業における認証制度（ISO等）の導入・振興 酸性雨ガス排出量削減のための技術開発への支援制度 産業界への酸性雨ガス排出削減技術の導入のための支援制度 排出量取引制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 短期・中期計画の策定 行政組織体制の整備 実施体制（人材・予算）の強化 人材育成プログラム 計画の評価・モニタリング機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 産業界（火力発電所・自動車産業）に対する技術開発コンペティション及び啓発プログラム 市民への大気汚染防止キャンペーン 学校における環境教育 	<ul style="list-style-type: none"> 脱硫脱硝技術の開発 自動車排気ガス規制技術開発 技術レベルに応じたクリーンナードプロダクション、ゼロエミッション技術の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性雨ガス排出量算定基準 酸性雨モニタリング制度の導入・強化・長期モニタリングの適切な実施 酸性雨による経済的・社会的影響に関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> 制度制定への利害関係者の参加促進 住民組織の育成 中小企業への支援制度の導入
	森林生態系	熱帯林の劣化・面積減少	<ul style="list-style-type: none"> 熱帯林保全法制度、政策の整備 森林保護地域の選定 熱帯林保全の国家中・長期戦略の策定 環境アセスメントの実施基準の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 熱帯林保護区運営の為に実施体制の強化 熱帯林保護区運営に係る計画・管理 焼畑・森林火災監視体制の強化 計画の評価・モニタリング機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> 村落地域における環境啓発プログラムの実施 流域圏市民への環境啓発プログラムの実施 各種メディアを利用した環境啓発活動 学校教育における環境教育 	<ul style="list-style-type: none"> 教育者・研究者・技術者・技術普及員等の人材育成 適正技術の開発（植林技術、非木材林産物の利用等） 自然環境に配慮した観光の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 保全に係るデータシステム開発 熱帯林の学術研究 熱帯林モニタリングの実施 森林の社会的経済的調査研究 森林の公益的機能の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加型保護区管理（保護・利用区分、植林、自主管理グループ） 地域への代替産業の導入（アグロフォレストリー、エコツーリズム） 都市市民による村民支援の組織化
陸域生態系	共有林の管理	<ul style="list-style-type: none"> 保全林、共有林、経済林の管理政策の明確化 住民参加型森林管理制度（CBFM）の整備 土地所有制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の登録、監視活動等に関する実施体制の強化 里地・里山保全に関するNGOへの支援 地域的ネットワークの確立支援 	<ul style="list-style-type: none"> 村落地域における公益的機能の啓発プログラムの実施 各種メディアを利用した公益的機能についての環境啓発活動 学校教育における公益的機能の環境教育 	<ul style="list-style-type: none"> 適正技術の開発（植林技術、非木材林産物の利用等） 林業技術普及員の育成 関連した人材育成（教育者・研究者等） 代替エネルギー技術の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 共有林管理の社会的経済的調査研究 森林の公益的機能の評価 森林現況のモニタリングの実施 代替エネルギー技術の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 共有林保全と両立する産業振興 共有林管理・自然災害防止等の自主管理グループの結成・運営 生活資源の省消費活動に係る活動 流域圏市民による村民支援の組織化 	
	山地	水源地の劣化・土壌流亡	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜地における土地利用規則の明確化 水源林保全規則の制定 焼畑に対する規則の制定 造林支援制度（補助金・融資）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 水源保全の為に実施体制の強化 排水・伐採・農薬・投薬等に関する森林の監視体制の強化 水源域保護の中・短期計画の策定 自治体間の協力強化 森林保全NGOへの支援・連携 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域における環境啓発プログラムの実施 流域単位への環境啓発プログラムの実施 各種メディアを利用した環境啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 適正技術の開発（テラス造成・アグロフォレストリー、治山技術） 関連した人材育成（教育者・研究者・技術者・行政官・清掃管理者等） 	<ul style="list-style-type: none"> 自然科学系調査（生態学・微生物学等） 社会科学系調査（伝統的利用等） 水源・水循環地図の作成・モニタリング及び報告 	<ul style="list-style-type: none"> 水源林保全と両立する地域住民の生計向上・産業振興策 水源林の自主管理グループの結成・運営 ゾーニングによる利用基準の明確化 流域内市民による森林管理支援の組織化

	非森林生態系	砂漠・半砂漠	荒廢地の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・砂漠化対処条約の批准 ・土地利用規則の明確化 ・樹木の伐採・牧畜に関する規制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・過放牧、不法伐採防止に関する活動の実施体制の強化 ・計画の評価・モニタリング機能強化 ・砂漠化防止・植林NGO、研究組織への支援 ・地域的ネットワークの確立支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・村落地域における環境啓発プログラムの実施 ・砂塵被害地市民への環境啓発プログラムの実施 ・各種メディアを利用した環境啓発活動 ・学校教育における環境教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正技術の開発（モニタリング・評価、水利効率の改善、土壌保全、放牧地管理、改良かまど、保全型耕起、地下ダム等） ・造林技術開発 ・代替エネルギー技術の開発 ・焼畑・過耕作・過放牧防止の普及 ・普及員・普及制度 ・貯水池の造設 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の自然環境損耗要因調査 ・調査・研究（モニタリング、評価、水利効率の改善、土壌保全、放牧地管理、改良かまど、保全型耕起、地下ダム等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・植林の推進 ・植林の地域産業への導入 ・かまど等の普及による薪消費削減 ・再使用可能な資源に係る活動者、代替エネルギーの導入・促進 ・地域住民に対する代替生計手段の開発 ・代替エネルギー源の確保 	
				陸水域生態系	河川・流域生態系	水生野生動物の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約の批准及び指定地の登録 ・河川保全に係る法制度、政策の整備 ・河川沿岸保護地域の選定 ・環境影響評価制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域保全の為の実施体制の強化 ・河川沿岸保護地域管理に係る管理計画の策定 ・流域保護の監視体制（排水・伐採・農業・廃棄物投棄等）の強化 ・湿地・湖沼保全の中・短期計画策定 ・河川・流域の野生動物保全 NGO への支援・連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域における環境啓発プログラムの実施 ・各種メディアを利用した環境啓発活動 ・施設整備（保護区内ビジターセンター等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に合った汚水処理方法の開発 ・関連した人材育成（教育者・研究者・技術者・行政官・清掃管理者等）
			湖沼生態系	移入種増加による種構成の変化と漁業生産性の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・移入種放流規制に係る法整備 ・湿地・湖沼保護地域の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地・湖沼保全実施体制の強化 ・湿地・湖沼保護区管理計画の策定 ・自治体間の協力強化 ・他セクター（水産・観光等）との協調 ・湿地・湖沼保護の監視体制（不法放流等）の強化 ・湿地・湖沼保護の中・長期計画の策定 ・NGO への支援・連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域における啓発プログラムの実施 ・各種メディアを利用した環境啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事情に合った移入種駆除策開発（対象種の集中的捕獲等） ・関連した人材育成（教育者・研究者・技術者・行政官等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地・湖沼に係る自然科学系調査（生物学・生態学・微生物学等） ・社会科学系調査（住民意識等） ・湿地・湖沼地図の作成・漁獲物モニタリング及び報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・移入種捕獲に役立つ漁法等の導入 ・適正漁法の導入・普及 ・住民主体による漁業資源管理 ・漁民の組織化
沿岸（浅海域）生態系			マングローブ	面積減少	<ul style="list-style-type: none"> ・マングローブ保全にかかる政策・法制度の整備 ・伐採・利用・土地利用制限の法制化 ・保護地域の指定 ・環境影響評価の実施基準の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・マングローブ林保全の短期・中期計画の策定 ・行政組織体制の整備 ・実施体制（人材・予算）の強化 ・人材育成プログラム ・計画の評価・モニタリング機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民を対象とした啓発プログラム ・市民を対象とした環境保全啓発プログラム ・マングローブ情報センターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・植林・保育技術の整備 ・非木材林産物（蜜源・飼料等）の利用技術 ・エコツーリズム・観光振興 ・マングローブ林内における適正漁法の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・マングローブ林の動植物相（生態系）調査 ・海岸生態系における物質循環についての研究 ・民族的（伝統的利用方法等）調査 ・マングローブ林モニタリング制度 ・マングローブ関連情報の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型保護区（資源）管理 ・住民組織の形成・強化 ・地域住民に対する代替生計手段の開発・導入 ・代替エネルギー源の確保
			サンゴ礁	劣化・面積減少	<ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁保全に係る法制度、政策の整備（破壊的漁法の禁止等） ・海洋保護地域の選定 ・リーフチェック（世界規模のサンゴ礁調査）及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁保全の為の実施体制の強化 ・海洋保護区運営に絡む管理計画の策定 ・サンゴ礁保護の監視体制（破壊的漁法・密漁等）の強化 ・サンゴ礁保護の中・短期計画の策定 ・NGO への支援・連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸地域における環境啓発プログラムの実施 ・各種メディアを利用した環境啓発活動 ・施設整備（保護区内ビジターセンター・モニタリングセンター等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替漁法の開発 ・技術普及（漁具漁法）プログラム（技術移転） ・関連した人材育成（教育者・研究者・技術者等） ・技術普及員（漁具漁法）の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁に係る自然科学系調査（生態学・微生物学等） ・社会科学系調査（サンゴ礁に係る伝統的利用、宗教的意義等） ・サンゴ礁地図の作成・モニタリング及び報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の代替産業の導入（エコツーリズム等） ・沿岸域の農法の改善指導 ・地域住民の代替漁法の導入
			閉鎖性海域	水質汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・国際条約の批准及び関連活動の推進 ・閉鎖性海域に係る法制度、政策の整備（水質基準に基づく排水規制等） ・環境影響評価制度の導入 ・沿岸の土地利用政策策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性海域保全のための実施体制の強化 ・閉鎖性海域保護の監視体制（排水・密漁等）強化 ・閉鎖性海域保護の中・短期計画の策定 ・自治体間の連携強化 ・NGO への支援・連携（渡り鳥ネットワーク等への参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸地域における環境啓発プログラムの実施 ・各種メディアを利用した環境啓発活動 ・施設整備（ビジターセンター等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設の開発 ・技術普及（漁具漁法）プログラム（技術移転） ・関連した人材育成（教育者・研究者・技術者等） ・技術普及員（漁具漁法）の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性海域に係る自然科学系調査（水質学・流体力学・生態学・生物学・微生物学等） ・干潟・藻場等の閉鎖性海域地図の作成・モニタリング及び報告 ・赤潮の発生メカニズムの解明 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の農法の改善指導 ・地域住民の代替産業の導入（エコツーリズム等） ・沿岸・集水域の農法の改善指導 ・地域住民の代替漁法の導入
		海洋生態系	外洋生態系	海洋汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・国際条約の批准及び関連活動の推進 ・海洋汚染防止の為の規制法制定（TBT、PCB、バラスト排水、油流出等。） ・船舶検査（PSC）に係る制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染源の監視体制の強化 ・計画の評価・モニタリング機能強化 ・船舶検査（PSC）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶会社・船舶乗務員に対する啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連した人材育成（教育者・研究者・技術者等） ・汚水対策技術の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染モニタリング（赤潮等。）及び報告 ・海流等外洋の循環システムの研究 ・海洋生物の生態研究 	

参加者からのコメント

■ ガイドラインに対するコメント

- ◆ 上位目標が自然環境維持（保全）と人間活動（開発）の調和としていながら、戦略6項目のうち、5項目までが「保全」についてである。6項目めの「開発との両立を1～5項目すべてにおいて検討することが、JICAの役割ではないだろうか。
- ◆ 本ガイドラインがJICAプロジェクトの形成におけるガイドラインを捉えると対象地域を緊急性の高い箇所に設定するのはよいのではないか。里山のような地域の保全を他の緊急地域に優先させる必要性について疑問を感じると共に日本に移転すべき技術・ノウハウが十分に蓄積されているのかも問題とおもわれる。
- ◆ 「自然環境保全案件」の発掘形成も重要でしょうが、ガイドラインという点からすれば、JICAやその他による「開発」の自然への圧力、ネガティブインパクトの方が量的にも緊急性という点でも重要なのではないのでしょうか。その点をどのようにガイドラインに「具体的に」組み入れる考えなのですか？
- ◆ 環境維持するためには手のつけられている部分（破壊が既におこっている分野）への投入よりも、先程菊地教授がお話しされていたように、手のつけられていない地域への援助も重要であると思います。しかしながら、本ガイドラインでは保全という人の手が入る分野が中心で保護という視点が少ないように思えます（評価の対象にもなりにくいという理由もあるかもしれませんが）。今後JICAとして保護プロジェクトに対する考え方に特別なものはあるのでしょうか？
- ◆ JICAがかつて開発援助中心であったのに対し、環境保全にも目を向けるようならその点がジティブな評価はできる。しかしこのガイドラインの印象はいかにも教科書的であり、欧米のNGOなり政府組織が掲げてきた視点と変わるところはない。地域中心、重点地域の保全の支援というだけでは日本の独自性はない。日本は世界でも有数の野生生物消費国であるといわれている（象牙、クジラ、べっ甲、トラ、クマなど）。日本ではペットとして野生生物が大量に輸入されている。日本人の意識改革、教育の充実、法制度の整備こそが自然環境保全の課題で日本が国際社会の中でもっとも貢献すべき事項であるようにおもわれる。

- ◆ JICA が公開の形でガイドラインを作成するのはすばらしいことだと思います。ぜひこれからもこのような形で事業に取り組んで頂きたいと思います。このガイドラインの完成目標はいつでしょうか？またこのガイドラインを作成した後、いつから案件（特に現在進行中の案件）の見直しを行うのでしょうか？現在、国会等でも話題となっているケニア・ソンドゥミリッ発電所などにも当てはめて見直しなど行うのでしょうか？ケニアなど相手国のガイドラインがある場合、どちらを優先するのでしょうか？

- ◆ ガイドライン案中の6つの戦略のうち、「自然環境保全のための政策、制度の強化」という内容に疑問を感じる。1つは国際協力を推進する一機関である JICA が果たして相手国の政策、法律、制度まで口をだせるか？2つ目は日本国内に対し、JICA がそのような提言ができるのか。（過去 JICA がそのようなことをした覚えはない）3つ目は自然環境保全と相反する経済活動において、具体的にどのような働きかけをして環境保全が必要不可欠な考えとして制度に盛り込むようにするつもりなのか？

- ◆ ①菊地教授がおっしゃっていたように、生態系分類に「里山」あるいはそれに類する二次的自然がふくまれていないのは片手落ちであると思われる。
 - ②ガイドライン案7. 留意点について、長期的展望にもどづく計画・実施・評価を行うという考え方は適切であると思うが、生態系という不確実な系を扱う上では、固定的な計画や実施目標を定めるのではなく、ある一定のサイクルで評価結果のフィードバックを行い、計画の修正を是とする順応的管理（Adaptive Management）の視点が必須と考えられる。米国や豪州では順応的管理を生態系管理の基本理念としているし（'80代より）、今後はこれが世界的な流れになると思われる。順応型管理を ODA の自然環境案件に組み込むことを検討することが必要であるとおもわれる。

- ◆ ①理念として、「自然環境保全協力」の目標像が全く示されていない。どのような状態をめざして協力を実施するべきか。目標像は多様ではありうるが、少なくともどのようなものを目指すかを議論していただきたい。
 - ②重点地域として定義されているものをまとめると、大都市・大規模耕作地以外のほとんどすべてがあてはまる。重点というからにはさらに絞り込みが必要。
 - ③「環境保全能力の向上」では住民の役割が受け身的なものにとどまっているが、これでは異論も多いであろう。

- ◆ 事業の成果は誰がどのように評価していくのでしょうか？構成で適切な評価をする機関などはあるのでしょうか？環境や貧困の問題を小学校・中学校・高校の授業に積極的に取り入

れ、関心を持たせる教育が必要だと思えます。そして学生同士の交流する場を増やしていくことで市民の参加意識を高めていけると思えます。

- ◆ ①成果主義・説明責任その他を重視するのであれば、自然環境保全は（他のドナーにまかせ）JICA は行わないという選択でもあるのではないか。
②地域住民うんぬんについてはタイムマシンで 15〜20 年前の議論を聞いているとか思えないが…。
③日本（国内）の制度や経験、功利・利率にとらわれすぎではないか。途上国の立場、他のドナーの考え・経験が反映されていたのではないか。
- ◆ 保全協力を進める上で、国際的な経済等のグローバリゼーションあるいは受け皿となる地域、国などの社会経済的特性の把握がきわめて重要。保全は人間生態系をみつかるガイドラインのフレームに加えることは不可欠と考えるが、いかに？
- ◆ 古沢教授の話にあったように貨幣経済を導入することによってかえって途上国の循環型社会を壊し、環境を破壊してしまうこともあるが、JICA ではその所はどう取り組んでいるのでしょうか？
- ◆ 米国製薬会社「メルクネエ」によるコスタリカでの「inBio」自然環境プロジェクトがある。この事業は、自然環境を保全しつつ、植物を有効利用することを目的としている。そして企業側はロイヤリティとして地元（または国）に還元していく方式をとっている一例がある。JICA として、実施事業上の留意点として地域住民への生活を支えていく方法として、例えば「Benefit Sharing」のコンポーネント入れていく場合、JICA としてどのように関わっていくのか？また NGO、NPO とどのように取り組んでいくのか？
- ◆ JICA が公開の形でガイドラインを作成するのはすばらしいことだと思います。ぜひこれからもこのような形で事業に取り組んで頂きたいと思えます。このガイドラインの完成目標はいつでしょうか？またこのガイドラインを作成した後、いつから案件（特に現在進行中の案件）の見直しを行うのでしょうか？現在、国会等でも話題となっているケニア・ソンドゥミリッ発電所などにも当てはめて見直しなど行うのでしょうか？ケニアなど相手国のガイドラインがある場合、どちらを優先するのでしょうか？
- ◆ 確かにガイドラインとしては具体性が欠け、どっちつかずとなっている感がある。日本のできること、やりたいことを絞ることは大切である。

- ◆ マトリックスでの案件発掘と PCM 手法とは併用するのですか？
- ◆ 沿岸水産資源保護のための CBFM はチーム案に入っていない？
- ◆ 説明の中で「ジェンダー（的視点を入れる）」という発言があったが、なぜ「ジェンダー」なのか説明していただきたい。
- ◆ JICA が各地で行っている大規模開発事業に関して、自然環境協力部としてあるいは生態系保全チームとしてどのように取り組むか議論がなされているのかどうか、何らかの形で反映されるのが望ましい。
- ◆ 貧しい発展途上国への死産環境保全だけが国際協力ではない。世界有数の野生生物利用大国といわれている我が国日本を視野に入れる必要がある。日本人による野生生物利用が世界各地の Wild Habitat に影響を及ぼしているケースがあるからである。
- ◆ このガイドラインが完成し、日本国内また JICA のプロジェクトにプラスに働くことを期待します。
- ◆ 国内の広報（PR・教育）については国内 NGO が多くのツールを持っていますので協力体制が組めればと思います。
- ◆ JICA の事業で環境を行うときに成果を求めるということを最初に言われています。その主旨は十分に理解できますが、どの時点での成果を求めるということが不明確でその点をもっと述べられるべきかと考えます。事業として行われる数年のみの詠歌ではなくもっと長期的な視野も必要でまた他の協力事業と密接に結びつけるのも必要と思います。
- ◆ 一般の参加者から見て理念・事業ガイドライン・実務者用マニュアルの境が曖昧だったと思います。今後の改善にできることがあれば手伝わさせて頂きたいと思います。在外へのコメント要請をぜひしていただきたい。
- ◆ 市民の参加ということについて具体的にどのようなことができるかをもう少し知りたかったです。

- ◆ 理念と方法（執務資料）が両立しないことがあるのではないかと思います。
- ◆ 自然環境保全への取り組みを日本を代表して世界に発信していく機関が JICA になるのでしょうか？（日本政府は何か具体的にやっているか見えてこない。それとも政府から JICA へ指示、または艦にやっっていくということなのでしょうか？）
- ◆ 協力ガイドラインが作成されても、JICA 全体のプロジェクトに取り入れられなければ意味がないと思います。各部の各プロジェクトがどのようにこのガイドラインを取り込めるのか、その具体的な方法を考える必要があると考えます。プロジェクトと の視点が取り入れられたように、少なくともこの自然環境保全協力ガイドラインが JICA すべてのプロジェクトに取り込められるような方向に持って行って頂きたい。
- ◆ 「ガイドライン」をどのようなものにするのか、もう少し検討が必要。
 - 1) 「戦略」は手法の羅列になっているし、「重点地域」は「対象地域」に近い。
 - 2) 哲学書にするか政策方針文書にするか、腰がまえが必要。（「優先」、「重点」などを本当に書こうとすれば霞ヶ関との関係がでてこざるをえない）
 - 3) マニュアル（技術的参考書）を作っていくことには大きな意味があろうが、マトリックスの全項目を埋めようとするのは大作業になろう。
 - 4) マトリックスの項目についての過去の経験（他機関のものを含める）をデータベースのようなものとしてはいかがか？
 - 5) 4)での作業は JICA だけでなく NGO、研究者等を含め、さらに可能な国際的なプログラムとしていくことも考えてみてはいかがか？
- ◆ このガイドラインに関してのこれまでの経緯については知りませんがコメントさせていただきます。
 - 1) ガイドライン策定の利用の目的が曖昧。
 - JICA の援助方針・理念を示し、世界に訴えていくのか？
 - 「環境配慮ガイドライン」のように JICA 担当者または事前調査担当者（専門家）が利用するためのものか？
 - 2) JICA として「自然環境保全」をどのような分野、地域に重点をおいて協力していくのかを日本の実績や専門技術に基づいてはっきり示した方がよいと考える。
 - 3) ガイドラインの他に案件発掘・形成の方法と自然環境保全に適した協カスキーム（ex.民活型プロジェクト技術協力等、他の協カスキーム）の方法論を記述すべきでは？

- ◆ 大きな視点（考え方の枠組）と現場での経験をもっとうまくあわせて作っていくとよりよくなると思いました。
- ◆ 今回はガイドライン案ということで自然環境保全の要素を分解し、その中で考えられる考え方を並べていると思われます。ガイドラインとして方向性を示すためには特色をどのようにつけていくかによってより JICA の目指すものが思力的（？）に見えてくるのではないかと、つまりもっと独断的でも絞り込みが必要と思われます。
- ◆ 非常に網羅的に書かれているもので実際に案件をここに適応させていく段階では難しいものがあるのではないかと、このガイドラインを個別に対応させるための分野ごとの戦略プラン等（短・中期財案）を作成する必要があるのではないかと、より機動力のあるプランと実行力が必要であると思う。
- ◆ 「重要分野の明確化」、「ガイドラインの目的の明確化」、「適応される範囲の明確化」が必要だと思います。「全部やります」は無理だと思います。
- ◆ 対象とする生態系の類型区分に「沿岸海域」を追加、対象とする環境課題に「水産資源の減少」としてご検討願います。あるいは沿岸域を細かくわけないでまとめるか。
- ◆ 4.2 自然環境保全の戦略の中で、F)保全と開発の手段として他のすべてが入るのではないかと？
- ◆ 5.自然環境保全協力の重点地域で(1)と(2)の区別が不明で同じではないか。劣化と破壊の意味が不明では？
- ◆ 砂漠化、土壌浸食等は人間活動による土地の劣化が大きな問題となっていることから土地に関する問題も大きく扱うべきでは？
- ◆ 重点地域を課題地域にしてみても？
- ◆ マトリックスは各レベルをそろえてみては？ 例) 森林生態系は山地ではなく、生産林・保護林等にいれなければ非森林生態系区分と合わない。

■ 今後、JICA が行う自然環境保全（生態系保全）協力に期待すること

- ◆ 失敗をおそれない挑戦と失敗したときの評価・改善。
- ◆ 調査知己の自然資源（水・土地等）の評価をし、それに基づいた資源の利用等を考えてほしい。最近の調査では水・土地の性質への評価に基づいて計画が立てられていない。
- ◆ 複数の国が関わる地域・内水面の環境・水産資源管理等の条件の実施。
- ◆ 目に見える行動、成果。幅広い人材の登用。
- ◆ 貧困対策を常に視野に入れた協力であってほしいです。
- ◆ 国や地域、NGO、NPO など市民が意見交換する場をふやし、その中でもっとよい環境をつくってほしいとおもっています。様々な社会問題について子供から大人まで考える場所が必要だとおもいます。
- ◆ 積極的な案件発掘によって を拡大し、日本の ODA による地球規模での環境問題に対する貢献が増大していることを、世界に強く発信していただきたい。日本政府が環境問題への貢献の意志を明瞭に示すことで国際社会での信頼を獲得していくことを期待する。
- ◆ 現場で実践的に保全の仕事ができる人のポストを作っていくだけではなく、その現場の情報が日本にフィードバックできるようなシステム作り。
- ◆ 人間系と生態系の共存がもっとも必要だとおもいます。今回の上位目標にその辺が述べられているのでよいと思いますが、具体的なことをもっと知りたい。
- ◆ 発展途上国にて自然環境保全活動を行う際、問題となる点の一つに「現地の住民がこの問題点を（正確には）理解していない」ということがあると思います。直接、農民・漁民を教育するのみではなく、子供達に基礎的な教育を受けさせることは中・長期的に環境をまもる上で不可欠と考えます。
- ◆ フォーラムの中でも問題になった日本の特色（特に文化・伝統）を活かした協力という面に興味があります。今後具体的にその方面における方針なり、方法ができたときにホームペ

ージで説明して頂きたいのと、どんな人材を必要としているのか示していただきたい。

- ◆ どのようなプロジェクトにも柔軟に取り込めるような自然環境保全ガイドラインを作成していただきたい。基本原則と具体例（Case Study）など。

■ その他

- ◆ このような参加型ガイドライン作成方法はよいことだと思います。様々な分野で同様な手法により「開かれた JICA」になることを希望します。
- ◆ 自然環境とは、豊かさは何かを JICA として捉えるべきだと思う。
- ◆ 本ガイドラインに対するコメントを広く求めようとするのであれば様々なメディアを通して募集すべきであろう。狭い世界での意見を反映させて完成させるのではなく、多くの意見の中から最適な目標を見つけていただきたいと思う。
- ◆ 日本人の生物分野の専門家がそれほど多くないという意見があったが、フィールドの少ない日本を離れ、海外をフィールドにして日本の人材を育てる役割を付与してもよいのではないか（日本人のため…）。
- ◆ 対外的な（国内向け）広報という視点はないのか？保全等の活動には失敗はつきものであるがそういった結果を公表し、評価される必要があるのでは。そして、失敗しても必要なことであるというアカウンタビリティと国民の厚い信頼をえるための広報力が重要になってくるのではないのでしょうか。
- ◆ NGO との関係の充実を試みてもよいのでは？
- ◆ 今回の対象外かもしれませんが、全案件に対する環境配慮のガイドラインも必要だと思います。
- ◆ 2001 年 1 月発行の「自然環境保全分野プロジェクト案件発掘の手引き」との相違点がよく見えてきません。在外で実務に携わるものとしては個別案件にそった事例紹介等をして頂いた方が参考になりました。一般の方でもそう思った方は多いとおもいます。そういう点で菊

地さんのワニ養殖の話はわかりやすかったのでは？

- ◆ 今日欠席された朝日新聞の吉田氏のコメントが掲載されていたが、内容をHP上または紙にして頂きたい。
- ◆ 私は今までマレーシア・サバ州の熱帯林減少・劣化について研究してきた。その結果その地域には、その地域独自の政府（政策・法律）の方針や開発計画があるので、地球規模のガイドラインだけでは不十分である。地域（国別）のガイドラインも必要であると思った。
- ◆ 今回はよい勉強になりました。